

第4回通常総会 招集ご通知

平成29年5月16日

電力広域的運営推進機関

平成29年5月16日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

第4回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当機関の第4回通常総会（以下「本総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

議決権を保有している会員につきましては「議決権行使書」を同封しておりますが、本総会にご出席いただけない場合は、「議決権行使書」をご提出いただくことにより議決権を行使することが可能です。本総会にご出席が難しい場合は、お手数をおかけいたしますが、別添総会参考書類をご覧いただき、「議決権行使書」に賛否をご表示のうえ、平成29年6月7日（水曜日）17時40分までに当機関に到着するように「議決権行使書」をご提出いただきますようお願い申しあげます。

なお、会員以外で送電系統を利用する事業者もご出席いただくことが可能です。

また、本総会の結果は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）にてご報告させていただきます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月8日（木曜日）午前10時30分（受付開始午前10時）

2. 場 所 東京都千代田区大手町1-7-2 大手町サンケイプラザ 4階ホール

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 業務規程一部変更の件

第2号議案 平成28年度事業報告決定の件

第3号議案 平成28年度決算決定の件

第4号議案 理事1名選任の件

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

(2) 監査報告の件

(3) その他

以上

-
1. 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、会員の皆さんにおかれましても軽装にてご出席ください。
 2. 議決権を保有している会員につきましては、「出席票」を同封しております。本総会に当日ご出席の際は、「出席票」を持参のうえ会場受付へご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。
 3. 会場の収容人数及び安全確保の観点から、当日ご出席の際は事業者ごとに1名でお願いいたします。
 4. 議決権の集約について、当機関に届け出でていている内容から変更がある場合または定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、平成29年6月1日（木曜日）17時40分までに「変更通知書」をご提出ください（「変更通知書」は当機関ウェブサイト https://www.occto.or.jp/kaiin/henkou_dattai.html からご入手ください）。
 5. 「議決権行使書」を事前にご提出いただいた場合であっても、本総会にご出席いただいた場合には、本総会における議決権行使の内容を優先させていただきます。
 6. 複数のライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、平成29年6月1日（木曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 7. 総会参考書類に修正が生じた場合は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

(別添)

総会参考書類

<決議事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会（第3回）の審議結果を踏まえ、連系線の効率的利用、公平性・透明性の確保及び市場環境の整備の観点から連系線利用ルールを「先着優先」から「間接オークション」へ変更するため並びに一部業務の明確化等を図るためとなります。

第2号議案 平成28年度事業報告決定の件

平成28年度の事業報告について、別紙2のとおりにいたしたいと存じます。

本事業報告に関しては、別紙6の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第3号議案 平成28年度決算報告決定の件

平成28年度の決算報告について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

本決算報告に関しては、別紙6の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第4号議案 理事1名選任の件

理事佐藤悦緒は平成29年8月28日をもって任期満了となりますので、理事1名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

理事候補者

氏名	現職
佐藤 悅緒 (さとう えつお)	本機関理事（再任）

【参考事項】理事候補者1名の略歴等

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
佐藤 悅緒 (53歳)	<p>【最終出身校】</p> <p>昭和62年 3月 東京大学経済学部経済学科卒業</p> <p>【略歴】</p> <p>昭和62年 4月 通商産業省入省（機械情報産業局総務課） 平成 7年 6月 山口県商工労働部工業振興課長 平成18年 6月 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課長 平成21年 7月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 平成24年 7月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 平成25年 6月 経済産業省大臣官房参事官（商務流通保安グループ担当） 平成26年 7月 中小企業庁事業環境部長 平成27年 8月 電力広域的運営推進機関 事務局長・参与 平成27年 8月 電力広域的運営推進機関 理事・事務局長（現）</p>

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程一部変更、平成28年度事業報告決定及び平成28年度決算決定）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたく存じます。

<報告事項>

1. 送配電等業務指針一部変更の件

(1) 変更の内容

別紙4のとおり変更することを平成29年5月12日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

(2) 変更の理由

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会（第3回）の審議結果を踏まえ、連系線の効率的利用、公平性・透明性の確保及び市場環境の整備の観点から連系線利用ルールを「先着優先」から「間接オーケーション」へ変更するため並びに一部業務の明確化等を図るためとなります。

2. 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の49第2項に基づき本機関監事が実施した平成28年度に係る監査の結果について、別紙5及び別紙6のとおり報告いたします。

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表		変更後(変更点に下線)
変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 <u>平成29年 月 日変更</u>	平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 <u>平成29年 月 日変更</u>	平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 <u>平成29年 月 日変更</u>

業務規程

電力広域的運営推進機関

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(用語) 第2条 2 (略) 一・二 (略) 三 「星間帯」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。 四 「夜間帯」とは、星間帯以外の時間をいう。	(用語) 第2条 2 (略) 一・二 (略) 三 削除 四 削除 五～十七 (略) 十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひつ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、電力市場取引の環境整備のため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。 十九 「計画潮流」とは、連系線の利用者が容量登録した容量の合計として本機関が管理する容量をいう。	(用語) 第2条 2 (略) 一・二 (略) 三 削除 四 削除 五～十七 (略) 十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひつ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、電力市場取引の環境整備の一部として本機関が管理する容量をいう。 十九 「計画潮流」とは、本機関が管理する容量登録(第42号に定める)された潮流をいう。	
二十～三七 (略) 三八 「先渡取引市場」とは、卸電力取引所が運営する一定期間後に受渡しを行う電気の取引をいう。 三九・四十 (略) (新設) 十九、「計画潮流」とは、電源線に係る費用に関する省令(平成十六年経済産業省令第百十九号)に定める意義を有する。	二十～三七 (略) 三八 「電源線」とは、電源線に係る費用に関する省令(平成十六年経済産業省令第百十九号)に定める意義を有する。 三九・四十 (略) 四一 「市場分断」とは、卸電力取引所の取引規程に定める「市場分断処理」を行う必要がある場合をいう。 四二 「容量登録」とは、連系線を利用する容量として、本機関が伝域機関システムに潮流を登録することをいう。	二十～三七 (略) 三八 「電源線」とは、電源線に係る費用に関する省令(平成十六年経済産業省令第百十九号)に定める意義を有する。	
(職員の処分) 第17条 (略) 2 (略) 別表2－1 組織の業務分掌	(職員の処分) 第17条 (略) 2 (略) 別表2－1 組織の業務分掌	(職員の処分) 第17条 (略) 2 (略) 別表2－1 組織の業務分掌	別表2－1 組織の業務分掌
組織名 総務部 企画部 計画部	業務分掌 事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「に關すること」との記載を省く。)、 国の各種機関との連絡調整(許認可申請に関する総括を含む。)、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境・組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者支援、情報システム(運用部所管のものを除く。)の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項 予算・事業計画、定額、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計(年次報告書の作成を含む。)、涉外、業務改善 全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務	組織名 総務部 企画部 計画部	業務分掌 事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「に關すること」との記載を省く。)、 国の各種機関との連絡調整(許認可申請に関する総括を含む。)、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境・組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者支援、情報システム(運用部所管のものを除く。)の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項 予算・事業計画、定額、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計(年次報告書の作成を含む。)、涉外、業務改善 全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・利用計画・混雑処理等)、作業停止計画調	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調
運用部(広域運用センター)	需給及びシステムの状況の監視・管理	運用部(広域運用センター)	需給及びシステムの状況の監視・管理
紛争解決専心室	苦情処理、相談対応、紛争処理(あっせん・調停)、指導・勧告	紛争解決専心室	苦情処理、相談対応、紛争処理(あっせん・調停)、指導・勧告
監査室	内部監査	監査室	内部監査
別紙2-1	(略)	別紙2-1	(略)
(需要想定要領の策定)		(需要想定要領の策定)	
第19条 本機関は、一般送配電事業者及び小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるように対するため、次の各号に掲げる事項(以下「需要想定要領」という。)を策定し、会員に通知するとともに公表する。	第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項(以下「需要想定要領」という。)を策定し、会員に通知するとともに公表する。	第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項(以下「需要想定要領」という。)を策定し、会員に通知するとともに公表する。	第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項(以下「需要想定要領」という。)を策定し、会員に通知するとともに公表する。
(全国の経済見通しの策定)		(全国の経済見通しの策定)	
第22条 (略)	第22条 (略)	第22条 (略)	第22条 (略)
2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者及び小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員に通知するとともに公表する。	2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者及び小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員に通知するとともに公表する。	2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者及び小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員に通知するとともに公表する。	2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者及び小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員に通知するとともに公表する。
(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析)		(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析)	
第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価、及び、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。	第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価を行ふとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。	第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価を行ふとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。	第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価を行ふとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。
(計画策定プロセスの開始)		(計画策定プロセスの開始)	
第51条 (略)	一 (略)	第51条 (略)	一 (略)
ア・イ (略)	ア・イ (略)	ア・イ (略)	ア・イ (略)
二 送配電等業務指針に定める電気供給事業者より、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合	二 電気供給事業者から次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する検討開始要件に該当する場合	二 電気供給事業者から次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する検討開始要件に該当する場合	二 電気供給事業者から次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する検討開始要件に該当する場合
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)	ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
三 (略)	三 (略)	三 (略)	三 (略)
(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)		(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)	
第52条 (略)	2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によつて、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起者が実現できると認めたらときには、前条第1号及び第2号にかかるわらず、計画策定プロセスを開始しない。	第52条 (略)	2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によつて、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起者が実現できると認めたらときには、前条第1号及び第2号にかかるわらず、計画策定プロセスを開始しない。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(事前相談の回答) 第70条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。 一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 (連系制限がある場合は、容量面から評価した連系可能な最大受電電力) 二 (略) 2・3 (略)	(事前相談の回答) 第70条 本機関は、前条第2項又は第3項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。 一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 (連系制限がある場合には、容量面から評価した連系可能な最大受電電力) 二 (略) 2・3 (略)
(接続検討の回答) 第72条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。 一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由) 二 系統連系工事の概要(特定系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等) 三～八 (略) 2 本機関は、前条による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。 3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。	(接続検討の回答) 第72条 本機関は、前条第3項又は第4項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。 一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由) 二 系統連系工事の概要(特定系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等) 三～八 (略) 2 本機関は、前条による回答を前条第2項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。 3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。
(工事費負担金を共同負担する意思の確認) 第85条 本機関は、各優先系統連系希望者に対し、前条第3項の再接続検討の回答内容を踏まえ、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。 2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合に確定するものとする。	(工事費負担金を共同負担する意思の確認) 第85条 本機関は、各優先系統連系希望者に対し、前条第3項の再接続検討の回答内容を踏まえ、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。 2 本機関は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合には、各優先系統連系希望者の工事費負担金の額を確定させるものとする。
(電源接続案件募集プロセスの中止) 第89条 (略) 2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者(応募を希望する者を含む。)に対して、意見を聴取しなければならない。 3 (略)	(電源接続案件募集プロセスの中止) 第89条 (略) 2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者(応募を希望する者を含む。)に対して、意見を聴取する。 3 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表) 第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当するとき(以下「リプレース」という。)は、リプレース対象廃止計画を公表する。 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等の最大受電力が10万キロワット以上であること 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者(以下「リプレース対象事業者」という。)が発電設備等の建替えを行なう場合(以下、建替えを行なう新規の発電設備等を「新設発電設備等」という。)但し、新設発電設備等の最大受電力が既存の連系可能量(建替え前の発電設備等が連系している条件での連系可能量をいって、次に規定する)の範囲内である場合は除く。 三 発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点として一番目の変電所又は開閉所(専ら当該発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたものを除き、以下「第一電気所」という。)が同一となる地域で建替え後の新設発電設備等が連系等されると認められる場合。但し、第一電気所が同一であっても、母線分割等によって上位系統が異なる場合は除く。	(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表) 第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当するとき(以下「リプレース」という。)は、リプレース対象廃止計画を公表する。 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等(以下「リプレース発電設備等」という。)の大受電力が10万キロワット以上であること 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者(以下「リプレース対象事業者」という。)が発電設備等の建替えを行なう場合(以下、建替えを行なう新規の発電設備等を「新設発電設備等」という。)但し、新設発電設備等の最大受電力が既存の連系可能量(リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備(当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。)における連系可能量をいって、次に規定する)の範囲内である場合を除く。 三 次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。 ア 新設発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点として一番目の変電所(専らリプレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電所又は開閉所(専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたものを除く。)又は送電又は配電を行なう場合における当該電源又は配電に係るものを除く。)において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。但し、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。 イ 新設発電設備等が、リプレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。
2・3 (略)	2・3 (略)
(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始) 第91条 本機関は、前条に基づき公表したリプレース対象廃止計画を公表した発電設備等(以下「リプレース発電設備等」という。)について、廃止の蓋然性が高まつたと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続(以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。)を開始する。	(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始) 第91条 本機関は、前条に基づき公表したリプレース発電設備等(以下「リプレース対象送電系統」という。)を運用する一般送配電事業者たる会員に対しても、その旨を通知する。 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。
2・3 (略)	2・3 (略)

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)			
(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止) 第93条 (略) 一 リプレースの新規発電設備等の開発計画が中止となつたとき 2 (略)	(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止) 第93条 (略) 一 (略) 二 新設発電設備等の開発計画が中止となつたとき 2 (略)	(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第94条 (略) 2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みを受け付ける。 3 前項の接続検討については第81条を準用する。	(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第94条 (略) 2 本機関は、前項の応募の受付については、第81条を準用する。 (削除)		
(連系希望量が接続可能な範囲内である場合の取扱い) 第95条 本機関は、前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望する応募者の発電設備等の容量の合計（以下「連系希望容量」という。）が、プロセス対象送電系統の接続可能な量（既存の連系可能な量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能な量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合は、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 前項に掲げる場合には、応募締切時点から本機関が定める日までの間、プロセス対象送電系統において連系希望量に相当する容量を暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。	(連系希望量が接続可能な範囲内である場合の取扱い) 第95条 本機関は、前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望する応募者の発電設備等の容量の合計（以下「連系希望容量」という。）が、プロセス対象送電系統の接続可能な量（既存の連系可能な量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能な量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 本機関は、前項の場合には、応募締切時点から本機関が定める日までの間、連系希望量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。	(連系希望量が接続可能な範囲を超える場合の取扱い) 第96条 本機関は、連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能な量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。 2 本機関は、前項における全ての連系希望者が電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法により工事費負担金を共同負担する意思を有することができる場合に、同プロセスを省略することができる。 3 (略) 4 本機関は、第1項に掲げる場合には、応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、プロセス対象送電系統において暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。	(連系希望量が接続可能な範囲を超える場合の取扱い) 第96条 本機関は、連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能な量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。 2 本機関は、前項における全ての連系希望者が電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法により工事費負担金を共同負担する意思を有することができる場合に、同プロセスを省略する。 3 (略) 4 本機関は、第1項に掲げる場合には、応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、プロセス対象送電系統において暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。 5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となつた場合（中止した場合）は、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるのは、当該手続によることができる。	(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証) 第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第3項又は第71条第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。	(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証) 第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第3項又は第71条第3項及び第4項に準じて確認及び検証を行ふ。

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
(系統アクセス業務の申込み及び回答様式) 第9条 本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式は、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行いう場合の様式と統一し、本機関が定め、公表する。	(系統アクセス業務の申込み及び回答様式) 第9条 本機関は、本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行いう場合の様式と統一して定め、公表する。	2 (略)	2 (略)
(需給状況の監視の対象) 第106条 (略) 一 ア 小売電気事業者たる会員 (登録特定送配電事業者たる会員を含む。) の需要及び供給力の確保に関する状況 イ 発電事業者たる会員の発電量及び発電余力に関する状況 二～四 (略)	(需給状況の監視の対象) 第106条 (略) 一 ア 小売電気事業者たる会員及び特定送配電事業者たる会員 (登録特定送配電事業者に限る。) の需要及び供給力の確保に関する状況 イ (略) 二～四 (略)	2	2
(需給状況の監視等のための計画等の取得) 第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。 一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画並びに調達及び販売に関する計画 二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画並びに発電余力に関する計画 三 一般送配電事業者たる会員 次のアからエに掲げる計画及び情報 ア～オ (略)	(需給状況の監視等のための計画等の取得) 第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。 一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画並びに連系線利潤に関する計画 二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画並びに連系線利潤に関する計画 三 一般送配電事業者たる会員 次のアからエに掲げる計画及び情報 ア～オ (略)	2	2
(需給状況の監視等のための計画等の取得) 第111条 本機関は、下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行いう(以下、本条及び第117条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という)。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行いう場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。	(下げる手順) 第114条 本機関は、下げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行いう(以下、本条及び第117条において、本条及び第117条において、下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という)。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行いう場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。	2 (略) 一～五 (略)	2 (略) 一～五 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(特定の会員の需給状況の悪化における指示) 第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者たる会員(登録特定送配電事業者たる会員を含む。)の需給状況を改善する必要があると認めると認めるときは、当該会員に対し、第111条第1項の事項を指示する。 一～三 (略)	(特定の会員の需給状況の悪化における指示) 第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者たる会員(登録特定送配電事業者に限る。)たる会員の需給状況を改善する必要があると認めると認めるときは、当該会員に対し、第111条第1項の事項を指示する。 一～三 (略)
(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用) 第116条 本機関は、第111条に基づく電気の供給に要請に基づく電気の供給に必要な場合は、連系線を最大限、活用するものとする。 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第111条第1項の指示又は要請を行った場合において、需給ひつ追一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひつ追時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。	(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用) 第116条 本機関は、第111条に基づく電気の供給に要請に基づく電気の供給に必要な場合には、連系線が不足する場合は、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第111条の指示又は要請を行った場合において、需給ひつ追一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひつ追時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。
(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示) 第117条 本機関は、下げ代不足時において、第152条に基づくマージンの使用によつても、本機関の指示に基づく電気の供給に必要な連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員(但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足一般送配電事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場合に限る。)に対し、下げ代不足一般送配電事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等にかかる電源の発電量の抑制を指示することができる。	(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示) 第117条 削除

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(連系線の管理)			
第124条(略)			
(連系線の管理)			
第124条(略)			
別表10-1 連系線		別表10-1 連系線	
連系線	区間	対象設備	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備	北海道～東北
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備	東京～東京 東京中部間連系設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線	中部～関西
中部北陸間連系設備(※1)	中部～北陸	南福光連所、南福光変電所 の連系設備	中部～北陸
北陸関西間連系線(※1)	北陸～関西	越前嶺南線	北陸～関西
関西中国間連系線(※2)	関西～中国	西播東岡山線、山西智頭線 紀北変換所、阿南変換所間 の連系設備	関西～中国
関西四国間連系設備	関西～四国	関西四国間連系設備	関西～四国
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線	中国～四国
中国九州間連系線	中国～九州	閑門連系線	中国～九州
(※1)・(※2)	(略)	(※1)・(※2)(略)	(※1)・(※2)(略)
(連系線の管理の原則)		(連系線の管理の原則)	
第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、次の各号を原則とする。		第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、前日スポット取引又は1時間前取引に基づき、 連系線の容量を割り当てることを原則とする。	
一 先着優先 連系線の利用において、先に受理した計画を後から受理した計画より優先して扱うこ と		(削除) 二 空おさえの禁止 連系線の利用の計画段階において、「空おさえ」という。を禁止すること 量を超えて連系線の容量を確保する行為(以下「空おさえ」という。)を禁止すること	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)								
(運用容量の設定) 第126条 本機関は、翌年度以降の長期計画及び年間計画における連系線の運用容量(以下、本章において単に「運用容量」という。)を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会(以下「運用容量検討会」という。)を設け、運用容量検討会の検討を定め、これを公表する。毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に開示し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者から要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。	(運用容量の設定) 第126条 本機関は、翌年度以降の長期計画及び年間計画における連系線の運用容量(以下、本章において単に「運用容量」という。)を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会(以下「運用容量検討会」という。)を設け、運用容量検討会の検討を定め、これを公表する。毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に開示し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者から要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。								
3・4 (略) 5 本機関は、月間計画、週間計画及び翌日計画以降の運用容量について、別表12-1(d)に定める公表時期までに、年間計画における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。	3・4 (略) 5 本機関は、月間、週間、翌々日及び翌日以降運用容量の各断面について、別表12-1(d)に定める公表時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。								
(マージンの設定及び更新の考え方の公表) 第128条 本機関は、連系線毎の長期から実需給断面におけるマージンの設定及び更新の考え方を定め、これを公表する。 (新設) (新設)	(マージンの設定及び公表) 第128条 本機関は、連系線毎の実需給断面におけるマージンの設定の考え方(以下「マージンの設定の考え方」という。)を定め、これを公表する。 2 本機関は、実需給断面におけるマージンが必要な場合を除き、原則としてマージンの値をゼロとするものとし、マージンを確保する必要がある場合には、確保するマージンの値及び確保する理由を公表する。 3 本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、長期、年間及び翌々日におけるマージンを設定し、別表12-1(d)に定める公表時期までに、これを公表する。								
(マージンの算出) 第129条 (略) 2 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。 3 (略) 4 本機関は、別表12-1(d)に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え方及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。 5 本機関は、前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まるごとに踏まえ、設定されたマージンが必要な場合を除き、マージンの値を別表10-2の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。	(マージンの算出) 第129条 (略) 2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。 3 (略) 4 本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、別表12-1(d)に定める公表時期までに、翌々日のマージンの値を算出する。 (削除)								
	別表10-2 マージン減少の時期及び対象期間 <table border="1"><thead><tr><th>マージンの減少の時期</th><th>マージンの減少の対象期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>年間の空容量の算出・公表時</td><td>第1年度 翌々月</td></tr><tr><td>月間の空容量の算出・公表時</td><td></td></tr><tr><td>翌々日の空容量の算出・公表時</td><td>翌々日</td></tr></tbody></table>	マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間	年間の空容量の算出・公表時	第1年度 翌々月	月間の空容量の算出・公表時		翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日
マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間								
年間の空容量の算出・公表時	第1年度 翌々月								
月間の空容量の算出・公表時									
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日								

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)					
(マージンの見直し) 第130条 (略) 一 第128条で定めたマージンの設定又は更新の考え方を見直した場合 二 (略) 三・四 (略)	(マージンの見直し) 第130条 (略) 一 マージンの設定の考え方を見直した場合 二 (略) 三・四 (略)	2 (略) 3 本機関は、マージンの値を見直す場合には、緊急の場合はを除き、マージンの見直前に、マージンの見直時期、見直後のマージンの値その他の必要な事項を公表する。 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、第129条第2項から第4項に定める手続に準じて見直しを行う。	(マージンの見直し) 第130条 (略) 一 マージンの値を見直した場合には、遅滞なく、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。 2 本機関は、第1項に基づきマージンの値を見直した場合には、遅滞なく、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。 3 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、第129条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。				
(空容量の算出及び公表) 第133条 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、別表10-3に定める断面(対象とする期間に応じた計画作成の単位をいう。以下同じ。)において、連系線の空容量を算出し、公表する。 2 連系線の空容量は、別表10-4に掲げる算出式に基づき、算出する。 (新設)	(空容量の算出) 第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項に基づき算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。 2 連系線の空容量は、別表10-2に掲げる算出式に基づき、算出する。 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前2項に準じて空容量を算出し、公表する。	2 (削除) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前2項に準じて空容量を算出し、公表する。	(削除)				
別表10-3 計画潮流の断面	別表10-3 計画潮流の断面	別表10-4 空容量の算出式	別表10-2 空容量の算出式				
対象期間 対象期間 対象期間	長期計画 (第3～第1 0年度) 各年度別の量 断面	年間計画 (第1～第2 年度) 日別の量 帶、夜間帶の 最大時 kW	年間計画 (3ヶ月先～ 翌々月) 日別の量 帶、夜間帶の 最大時 kW	週間計画 (2日先～ 翌々週) 30分ごとの kWh	週間計画 (2日先～ 翌々週) 30分ごとの kWh	空容量算出式(※1、※2、 ※3、※4、※5、※6) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流	空容量算出式(※1、※2、 ※3、※4、※5、※6、※7) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
(※1) (略) (※2) 算出式におけるマージンの値は、第151条のマージンを使用した連系線利用計画及び第152条のマージンを使用した連系線利用計画の連系線利用量を控除して用いる。 (※3) (略) (※4) 広域周波数調整に必要となる容量については、その実施を決定した時点で、空容量から控除するものとする。	(※1) (略) (※2) 算出式におけるマージンの値は、第152条のマージン使用に係る計画潮流を控除して用いる。 (※3) (略) (※4) 広域周波数調整に必要となる容量は、その実施を決定した時点で、空容量から控除する。 (※5) 関西中国間連系線の空容量は、計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。						

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>(※5) 関西中国連系線の空容量においては、計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。</p> <p>(※6) 関西四国連系設備の四国向き空容量においては、運用容量は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(※6) 関西四国連系設備の四国向き空容量は、運用容量(は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。</p> <p>(※7) 月間又は週間ににおける空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。</p>
<p>(連系線の計画潮流の管理) 第134条(略)</p> <p>一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の10営業日前までに、連系線の利用を希望する者から別表10-3に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画(以下「連系線希望計画」という。)の提出を受ける。(以下、連系線希望計画を提出した者を「連系線利用申込者」という。)</p> <p>二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員(以下「関連一般送配電事業者」という。)に対して、送付する。</p> <p>三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第137条に定めるところにより、連系線希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定(以下「送電可否判定」という。)を行う。</p> <p>四 本機関は、送電可否判定において連系線希望計画を送電可能と判定した場合(第137条第1項により一部を送電可能と判定する場合を含む。)、判定した時刻を当該連系線希望計画の登録時刻とし(以下「時刻登録」という。)、当該連系線希望計画(一部を送電可能と判定した場合は送電可能な断面に限る。)を計画潮流に登録する(以下「容量登録」という。)。</p> <p>五 本機関は、供給開始日の2日前の1.2時までに、新规の容量登録を完了する。但し、第2項に定める卸電力取引所の取り及び本機関の指示等に基づく連系線の利用については、供給開始日の2日前の1.2時以降であっても、新規の送電可否判定及び容量登録を行ふ。</p> <p>六 本機関は、連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一般送配電事業者に対して、その旨を通知する(以下、容量登録を行った連系線希望計画を「連系線利用計画」という。)。</p> <p>2 本機関は、前項に掲げる場合のほか、卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、送電可否判定及び容量登録を行う。</p> <p>3 本機関は、連系線の空容量が増加する場合であって、その全部又は一部に対しても特定の電源からの供給に利用することを前提に費用の応分の負担が行われるとときは、連系線希望計画の受付期間を事前に公表の上、公平性及び透明性が確保された方法によって、連系線希望計画の提出を希望する者を募集することができる。この場合、連系線希望計画の登録時刻は同時刻とする。但し、費用負担が行われた対象の電源から供給される連系線希望計画について、費用負担に応じた容量の範囲内において、他の連系線希望計画に先立つて提出を受ける。</p>	<p>(連系線の計画潮流の管理) 第134条(略)</p> <p>一 本機関は、通知を受けた卸電力取引所から、スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。</p> <p>二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるか否かの判定(以下「送電可否判定」という。)を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。</p> <p>三 本機関は、送電可否判定において取引情報を送電可能と判定した場合には、当該取引情報の容量登録を行い、計画潮流として管理するとともに、卸電力取引所に当該取引情報が送電可能となることを通知する。</p> <p>四 本機関は、送電可否判定において取引情報を送電不可と判定した場合には、卸電力取引所に当該取引情報が送電不可となることを通知する。</p> <p>五 本機関は、取引情報の容量登録を行った場合には、計画潮流を連系線の利用に係る送電経路上の一 般送配電事業者たる会員(以下「関連一般送配電事業者」という。)に対して、その旨を通知する。</p> <p>(削除)</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(送電可否判定及び容量登録の扱い) <p>第135条 前条にかかるらず、本機関は、次の各号に掲げる場合は、送電可否判定及び容量登録を行わない。</p> <p>一 連系線希望計画に係る送電設備等の接続検討(低圧配電線連系の送電設備等においては、契約申込をいう。)が事前に完了していることが確認できなかつたとき</p> <p>二 連系線希望計画に対応する供給先となる事業者(以下「供給先事業者」という。)が確保されていることが確認できなかつたとき。但し、次のア及びイに掲げる場合は除く。</p> <p>ア 連系線を利用するまでの期間が1年を超えて、供給先事業者の確保に関する計画がある場合。但し、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれる場合に限る。</p> <p>イ 供給先事業者が確保できないない送電事業者たる会員その他の送電設備設置者(発電設備等を設置しようとする者を含む。以下「供給先未定送電事業者等」という。)から提出された連系線希望計画であつて、経済産業省令に準じる発電所の開発等についての許画書、電気の取引に関する計画書その他の本機関が必要と認める資料(以下「計画書等」という。)又は連系線利用申込者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる場合</p> <p>三 申込時の提出データに欠損あるいは内容の不備があつたとき</p> <p>2 既存の複数の託送供給契約が一つの契約に統合されたときは、統合前の契約に対応する連系線利用計画の登録時刻が各々継続される。</p>	第135条 削除
(連系線利用計画の承継) <p>第136条 本機関は、供給先未定送電事業者等が供給先事業者を確保したことが確認できた場合において、送配電事業者指針に定めるところにより、当該供給先未定送電事業者等及び供給先事業者から連系線利用計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定送電事業者等が有する連系線利用計画の全部又は一部を、供給先事業者に承継させることができる。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に連系線利用計画を承継された場合においては、連系線利用計画の承継が確認できた時点をもつて、承継された供給先事業者の連系線希望計画の時刻登録を行ふ。</p>	第136条 削除
(連系線希望計画に対する送電可否判定) <p>第137条 本機関は、連系線希望計画に対する送電可否判定においては、連系線の混雑が発生せず、電力系統の安定運用に支障を生じない範囲において、送電可能と判定する。但し、連系線希望計画の一部を送電可能と判定する場合は、連系線利用申込者がその旨を希望する場合に限る。</p> <p>2 前項にかかるらず、本機関が、受け付けた連系線希望計画のうち空容量算出用に更新された連系線利用計画(以下「更新計画」という。)の提出期限(以下「更新計画提出期限」という。)から別表1.2-1 (d) の空容量の公表量までの期間(以下「計画更新期間」という。)に該当する断面については、送電不可と判定する。</p> <p>3 本機関は、送電可否判定において、連系線希望計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を、連系線利用申込者に通知する。</p>	第137条 削除

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
(更新された連系線利用計画の受付) <p>第138条 本機関は、送配電等業務指針に定めることにより、連系線利用計画を有する者(以下「連系線利用者」という。)から、次の各号に掲げる計画の提出を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画(更新利用計画) <p>2 前項の計画が、送配電等業務指針で定める期間までに提出されなかつたときは、更新前の連系線利用計画と同一の連系線利用計画(更新前後で別表1.0-3に定める断面は、更新前の計画値を更新後の断面に変換した連系線利用計画)が提出されたものとみなす。</p>	第138条 削除
(連系線の計画潮流の更新) <p>第139条 本機関は、更新利用計画について、第141条に基づき送電可否判定(以下においては、計画潮流から容量登録の取消が可能か否かの判定を含む。)を行い、容量登録又は容量登録の取消を行ふ。この場合において、更新前の連系線利用計画から利用量に変更のない更新利用計画及び更新前の連系線利用計画から利用量が減少している更新利用計画(以下「減少更新計画」という。)については、容量登録の登録時刻を変更しない。</p> <p>2 更新前の連系線利用計画から利用量が増加している断面のある更新利用計画(以下「増加更新計画」という)については、当該増加部分につき更新計画提出期限を容量登録の登録時刻とし、更新前の連系線利用計画の部分については登録時刻を変更しない。但し、契約書や供給計画等により、更新利用計画の長期計画において第10年度も連系線の利用が継続すると認められるときは、更新前の連系線利用計画における第10年度の容量登録の範囲内で、その登録時刻により、更新利用計画の第10年度の容量登録を行う。</p> <p>3 本機関は、第1項の容量登録の結果、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。</p> <p>4 本機関は、別表1.2-1(d)の公表時期までに、第1項の送電可否判定及び容量登録の結果に基づき、各連系線の空容量を算出し、公表する。</p> <p>5 本機関は、連系線利用計画の翌日計画の更新により、翌日の連系線利用計画を確定し、これを通告値(連系線に流れれる電力として30分単位で連系線利用者が本機関及び全ての関連一般送配電事業者に通告した値をいう。以下同じ。)として取り扱う。</p>	第139条 削除
(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い) <p>第140条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保していることが確認できなかつた場合は、前条第1項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画に係る断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。</p>	第140条 削除

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(更新利用計画に対する送電可否判定)		第141条 削除
第141条 本機関は、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、更新利用計画に対する送電可否判定を行う。		第141条 削除
一 長期計画、年間計画、月間計画及び週間計画の送電可否判定 次のア及びイのとおり送電可否判定を行う。		
ア 減少更新計画 送電可能と判定する。		
イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合は、送電可能な電力の合計値を各增加更新計画の増加分で按分した値を送電可能と判定する。		
二 翌日計画の送電可否判定 次のアからウのとおり、送電可否判定を行う。		
ア 別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合の減少更新計画、送電可能と判定する。		
イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、前号イに準じ、送電可否判定を行う。		
ウ 前アに掲げる以外の減少更新計画 前ア及び前イの送電可否判定の結果を前提に、第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合は、送電可能な電力の合計値を各減少更新計画の減少分で按分した値を送電可能と判定する。		
2 本機関は、送電可否判定において、更新利用計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を通知する。		
別表10-5 計画値の変更理由		
計画値変更の変更区分	変更理由の事例	変更賦課金対象外
本機関指示	・本機関の指示に伴う販売計画等の変更 ・マージン利潤取消に伴う変更	対象外
給電指令	・一般送配電事業者の給電指令(下げ調整力不足時の出力抑制を含む)に伴う変更 ・送電系統上の自然・公衆災害に伴う変更 ・供給区域の需給調整・周波数調整等に伴う変更	対象外
調整運転	・調整運転等(補修や運転前運動など)に伴う変更	対象外
河川出水	・河川の出水状況による水力の出力変動に伴う変更	対象外
原子力定燃運転	・海水温度変化による定格熱出力一定運転の原子力の出力変動に伴う変更	対象外
発電トラブル	・設備不具合、設備保全、法令遵守、人身安全等の事故による発電機の出力制約や停止に伴う変更 ・需給バランスの維持、同時同量の確保等のための変更	対象外
経済行為	・経済的理由による電源差替に伴う変更	対象

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定) 第142条 本機関は、連系線利用計画の変更又は通告の変更(以下「通告変更」という。)の申込みを受け付けた場合は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、計画変更又は通告変更に対する送電可否判定を行い、容量登録又は容量登録の取消を行う。 一 連系線利用計画の変更 ア 変更前の連系線利用計画から利用量が減少している変更計画(以下「減少変更計画」という。)送電可能と判定し、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。 イ 変更前の連系線利用計画から利用量が増加している変更計画(以下「増加変更計画」という。)を進行。 二 通告変更 ア 別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合の減少変更計画と判定し、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。 イ 増加変更計画及び前アに掲げる以外の減少変更計画 第137条第1項に準じ、送電可否判定を行なう。	第142条 判定 第142条 第1項に準じ、送電可否判定を行なう。
2 本機関は、前項にかかわらず、連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みを、次の各号に掲げる時期に受け付けた場合は、当該計画を送電不可と判定する。 一 変更の対象となる計画の計画更新期間 二 週間計画の変更においては、受給日の2日前の12時以降(別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合を除く。) 三 通告変更においては、送配電等業務指針で定める通告変更の申込期限以降	2 本機関は、前項にかかわらず、連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みを、次の各号に掲げる時期に受け付けた場合は、当該計画を送電不可と判定する。 一 変更の対象となる計画の計画更新期間 二 週間計画の変更においては、受給日の2日前の12時以降(別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合を除く。) 三 通告変更においては、送配電等業務指針で定める通告変更の申込期限以降
3 本機関は、第1項の容量登録又は容量登録の取消に伴う登録時刻を、第139条第1項及び第2項の定めに準じて行う。 4 本機関は、第1項の送電可否判定及び容量登録の結果に基づき、当該連系線の空容量を算出し、公示する。	3 本機関は、第1項の送電可否判定及び容量登録の結果に基づき、当該連系線の空容量を算出し、公示する。
(混雑処理) 第143条 本機関は、連系線に混雑が発生するときは、計画潮流に登録された連系線利用計画及び通告値について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。 一 本機関は、送配電等業務指針で定める抑制順位により、混雑処理の対象とする連系線利用計画及び通告値を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな連系線利用計画又は通告値と定め、更する。 二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。	(混雑処理) 第143条 本機関は、前日スポット取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。 一 本機関は、第143条の2で定める抑制順位により、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たに計画潮流と定め、変更する。 二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるとときは、計画潮流を有する託送供給契約者、登録契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
(送配電等業務指針第218条から移設して修正)	<p>(混雑処理における抑制順位)</p> <p>第143条の2 本機関は、混雑処理にあたつては、次の各号の順にしたがつて、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前日スポット取引及び1時間前取引に係る計画潮流 二 本機関の指示等に係る計画潮流（連系線を活用した周波数調整の実施に係る計画潮流を含む。） 二 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、混雑の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出にあたつては、1キロワット未満を切り上げるものとする。
(送配電等業務指針第219条から移設して修正)	<p>(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)</p> <p>第143条の3 本機関は、混雑処理において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。</p>
(送配電等業務指針第220条から移設して修正)	<p>(緊急時の混雑処理方法)</p> <p>第143条の4 本機関は、第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるとときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。但し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。</p>
(送配電等業務指針第223条から移設して修正)	<p>(混雑処理の対象外とする計画潮流等)</p> <p>第143条の5 第143条第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を混雑処理の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第152条に基づく連系線のマージンを使用した供給に係る計画潮流 二 第153条に基づく連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る計画潮流
(送配電等業務指針第223条から移設して修正)	<p>(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)</p> <p>第144条 本機関は、前日スポット取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。）を有する託送供給契約者、送電契約者又は一般送配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認めると場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、「承認された電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次各号に掲げる電源等であること 二 電源等保有者が、送配電等業務指針に定める承認を受けた電源等の取扱いを遵守することが可能であること <p>（削除）</p> <p>2 本機関は、前項の承認の結果を、当該承認の申請を行った電源等保有者に対して通知するとともに、公表する。</p> <p>3 本機関は、前項の認定に際し、認定に係る最大電力及び認定期間を定める。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(送配電等業務指針第210条から移設して修正)	<p>(承認の対象とする電源等) 第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第11項の承認の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 長期固定電源(原子力、水力(揚水式を除く。)又は地熱) 二 運転中の発電機出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源 三 電気の受給契約(前2号に掲げる電源に係る電気を含むものに限る。)又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等 <p>四 法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運搬に係る契約</p> <p>五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p>
(送配電等業務指針第212条から移設して修正)	<p>(承認期間) 第144条の3 本機関は、承認電源等の承認期間を1年間(承認日が事業年度の途中にあっては当該事業年度の末日まで)とする。但し、第147条に定める定期審査の結果、承認内容の変更が必要と認めない限り、同一条件で延長されるものとする。</p>
(認定契約の変更)	<p>(承認内容の変更) 第145条 本機関は、承認電源等保有者から承認の内容の変更に関する申請を受け付け、変更に正当な理由があると認めるとときは、認定の内容を変更する。</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、認定期間の延長の申請(以下「期間延長申請」という。)が終了するまでの間、認定契約が延長されたものとして、仮に認定する。但し、第1号に掲げる場合には、期間の延長が確定した日から1か月以内に認定期間の延長の申請を行われなかつたときは、本機関は、仮認定を取り消す。</p> <p>一 認定契約の認定期間の延長の仮申請を受け付けた場合</p> <p>二 認定期間の満了日から1か月以内に認定期間の延長の申請を受け付けた場合</p>
(認定契約に係る様式の作成)	<p>(電源等の承認申請等に係る様式の作成) 第146条 本機関は、電源等の承認及び承認の内容の変更の申請に関する様式を作成し、公表する。</p>
(認定契約の定期審査)	<p>(承認電源等の定期審査) 第147条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、認定契約の定期審査を行う。</p> <p>一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、認定契約を有する者から定期審査に必要な資料の提出を受ける。</p> <p>二 本機関は、連系網利用実績が、認定契約に係る最大電力と著しく乖離するときは、当該契約を有する者にその説明を求めるとともに、認定契約に係る発電機の運転実績等必要な資料の提出を求めること。</p> <p>三 本機関は、前述による審査の結果、契約の認定内容が適正でないと認めるとときは、速やかにその認定内容の変更申請を行うことを当該契約を有する者に求める。</p> <p>2 本機関は、前項の審査の結果を公表する。</p> <p>二 本機関は、前号により提出を受けた資料に基づく審査の結果、承認電源等の承認内容が適正でないと認めるとときは、速やかにその承認内容の変更申請を行うことを承認電源等保有者に求める。</p> <p>2 本機関は、前項の審査の結果を、当該審査に係る承認電源等保有者に対して通知することも、公表する。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(契約の審査に関する内容照会) 第148条 本機関は、第144条及び前条の審査に際して、必要に応じて、契約の認定を申請した者又は認定契約を有する者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、その補充及び訂正を受け付けることができる。	(電源等の審査に関する内容照会) 第148条 本機関は、第144条及び前条の審査に際して、必要に応じて、電源等の承認を申請した電源等保有者又は承認電源等保有者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、その補充及び訂正を受け付けることができる。
(連系線の利用計画の審査) 第149条 削除 第一 本機関は、連系線利用計画と利用実績を照合し、その利用状況の確認を行ふ。 第二 本機関は、連系線利用計画と利用実績の乖離が大きい場合等、必要と認めるとときは、連系線利用者に対する理由を聽取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該連系線利用者に対して、連系線利用計画の変更経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。 第三 本機関は、前各号により、連系線利用計画が妥当でないと認めるときは、当該連系線利用計画を有する連系線利用者に対し、その将来の連系線利用計画を見直すことを求めることとする。 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定送電事業者等の連系線利用計画の妥当性を審査する。 一 本機関は、供給先未定送電事業者等の連系線利用計画と当該供給先未定送電事業者等が送配電等業務指針に基づき提出した計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。 二 本機関は、計画書等の内容、供給先事業者の確保の状況及び連系線利用計画に齟齬がある場合等、必要と認めるとときは、当該連系線利用計画を有する供給先未定送電事業者等に対し、連系線利用計画の妥当性に関する事項を聽取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、連系線利用計画の変更経過、契約書等の提出を求めることができる。 三 本機関は、前各号により供給先未定送電事業者等の連系線利用計画が妥当でないと認めるとき、又は供給先未定送電事業者等が有する連系線利用計画の供給先事業者を確保できなかつた場合において本機関が必要と認めるとときは、当該供給先未定送電事業者等に対し、その将来の連系線利用計画を見直すことを求めることとする。	(空おさえの抑制の仕組み) 第150条 削除 第一 本機関は、連系線の空おさえを抑制するため、送配電等業務指針において、連系線利用者が連系線利用の直前に当該利用の計画を減少する変更を行う場合に、一般送配電事業者たる会員が当該会員に対して賦課金を課す仕組みを定める。
(マージンの利用) 第151条 本機関は、次の各号のいずれにも適合する場合、連系線利用申込者が連系線のマージンの一部を利用することを認める。 一 連系線利用申込者が、希望する連系線の空容量がないこと 二 連系線利用申込者が、供給先の供給区域における当該連系線利用申込者の需要に応じた供給力を確保していること 三 連系線利用申込者が、供給先の供給力に加え、マージンの一部を利用した供給が途絶する場合であつてもなお、当該連系線利用申込者の需要に応じた供給が可能となるよう、供給先の供給区域(第1号に掲げる連系線と供給先の供給区域の間に他の供給区域を経由する場合は、当該経由した供給区域を含む。)において、必要な供給力(以下「代替供給力」という。)を確保していること	第151条 削除 第一 本機関は、次の各号のいずれにも適合する場合、連系線利用申込者が連系線のマージンの一部を利用することを認める。 一 連系線利用申込者が、希望する連系線の空容量がないこと 二 連系線利用申込者が、供給先の供給区域における当該連系線利用申込者の需要に応じた供給力を確保していること 三 連系線利用申込者が、供給先の供給力に加え、マージンの一部を利用した供給が途絶する場合であつてもなお、当該連系線利用申込者の需要に応じた供給が可能となるよう、供給先の供給区域(第1号に掲げる連系線と供給先の供給区域の間に他の供給区域を経由する場合は、当該経由した供給区域を含む。)において、必要な供給力(以下「代替供給力」という。)を確保していること

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>2 前項第3号にかかるわらず、本機関は、連系線利用申込者の供給区域において、当該供給区域に必要な予備力に加えて、連系線利用申込者が利用するマージンの量を超える量の代替供給がある場合は、マージンの一部を利用するすることを認める。</p> <p>3 第1.3.4条、第1.3.8条、第1.3.9条及び第1.4.2条の規定は、前2項の場合に準用する。この場合において、第1.3.4条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第1.5.1条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。但し、送電可否判定においては、マージンを利用することを考慮して行うものとする。</p> <p>4 本機関は、次の各号に掲げる場合、マージンの一部を利用した供給に係る連系線利用計画を取り消すことができる。但し、取消の対象となる連系線利用計画が複数存在するときは、混雑処理における抑制順位に準じ、取消を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第1.3.0条第2項によりマージンを減少する場合 二 連系線利用申込者の供給区域において、第2項に定める代替供給力が不足するに至った場合(第2項によりマージンを利用した供給に係る連系線利用計画を取り消す場合に限る。) 三 翌々日空容量公表時にマージンの値の減少ができない場合 <p>5 本機関は、前項により連系線利用者の連系線利用計画を取り消したときは、当該連系線利用者に対してその理由を説明するとともに、代替供給力の運転状況等について確認する。</p>	<p>(需給ひつ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)</p> <p>第1.5.2条 本機関は、需給ひつ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用を必要と認めるとときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者がマージンを使用する供給を行うことを認める。(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひつ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとときは本機関から求められたときは、事前に当該供給区域(以下、この条において「対象供給区域」という。)の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。 二 (略) 三 本機関は、前号においてマージン使用を承認したときは、対象供給区域における自らの供給不足の解消のためにマージンを使用する供給を希望する電気供給事業者から、自らの需給に関する計画等の提出を受け、マージンを使用する供給の必要性について説明を受ける。 <p>四 本機関は、前号において、当該供給区域の安定供給を維持するためにマージンを使用する供給を行ふことが必要と認めたときは、当該マージンを使用する供給を承認する。</p> <p>五 第1.3.4条、第1.3.8条、第1.3.9条及び第1.4.2条の規定は、前号のマージンを使用する供給に準用する。但し、送電可否判定においては、マージンを使用することを考慮して行うものとする。</p> <p>2 緊急時において、前項第1号から第4号の説明、承認等を行う時間がないときは、本機関は、マージン使用の後、速やかに前項第1号から第4号に準じてその妥当性を検証するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひつ迫又は需給ひつ迫の直ちに一般送配電事業者によるマージン使用を承認する。但し、当該マージン使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
ときは、本機関は、必要に応じて、第 <u>1項</u> 第2号によるマージンを使用の承認及び同項第4号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。	5 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があるときは、本機関は、必要に応じて、第 <u>2項</u> 第2号によるマージン使用の承認を取り消すことができる。
(緊急時の連系線の使用) (新設)	(緊急時の連系線の使用) 第153条 本機関は、前条のマージンを使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれによる需給抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避がはあると認めるとときは、次の各号により、連系線利用申込者が、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認めることを認める。
一 一般送配電事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のそれに応じるために運用容量拡大(運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。)の必要を認めるとときは、当該供給区域の需給に開ける計画並びに運用容量拡大の量、期間、影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について <u>本機関に説明する。</u> 二 前条第1項から第5号、第2項及び第3項の規定は、前 <u>号</u> の場合に準用する。この場合において、同条中「マージン使用」とあるのは、「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは、「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。 三 本機関は、前 <u>号</u> により運用容量拡大を承認した場合は、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。	一 本機関は、一般的な供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のそれに応じるために運用容量拡大(運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。)を必要と認める場合は本機関が運用容量拡大を求めた場合には、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員から、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報の提出を受けるとともに、運用容量拡大の必要性について説明を受ける。 二 本機関は、前条第2号、第3項及び第4項の規定は、前 <u>項</u> の場合において準用する。この場合において、前条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。 三 本機関は、前 <u>項</u> により運用容量拡大を承認した場合は、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。
四 (略)	四 (略)
2 本機関は、事前に織り込まれない突發的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給がひつ迫している場合又はひつ迫が予想される場合への対応のために、一般送配電事業者たる会員が一時的に運用容量(前 <u>号</u> の運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量)を超えて連系線を使用したときは、当該一般送配電事業者たる会員に対し、理由とともに報告を求める。	3 本機関は、事前に織り込まれない突發的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給状況が悪化している場合又は需給状況の悪化が予想される場合への対応のために、一般送配電事業者たる会員が一時的に運用容量(前 <u>項</u> の運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量)を超えて連系線を使用したときは、当該一般送配電事業者たる会員に対し、理由とともに報告を求める。
(作業停止計画の調整案の調整)	(作業停止計画の調整案の調整) 第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、同指針に定める連系線利用者又は発電計画提出者から、前条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 2 前項の申出があった場合には、別表1-1-2で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った発電計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(系統情報の公表) 第168条(略) 2・3		(系統情報の公表) 第168条(略) 2・3	
別表1 2-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期			
情報の項目	公表時期 (更新周期)	情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関する情報 ・流通設備建設計画(※2)	都度	(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関する情報 ・流通設備建設計画(※1)	都度
(b) 需給開運情報 ・全国及び供給区域別の需給予想(送電端電力) 長期：第3～10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第1～2年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各月の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時需要電力と供給電力並びに最大時需要電力ににおける供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力ににおける供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力ににおける供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の現在の需給電力実績等(※4) ・当日前日の需給カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日前日の周波数(50/60Hz代表地点の瞬時値) ・供給区域別の需給実績(1時間値) ・供給区域別の供給実績(電源種別、1時間値)	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日(※3) 17時30分以降速やかに 当日：都度 (需要実績カーブ： 5分周期) ・全国及び供給区域別の現在の需給電力実績グラフ：1時間間隔 (周波数現在値：30秒周期) ・供給区域別の需給実績(1時間値) (周波数実績値：5分周期) 供給区域別の需給実績：四半期毎 供給区域別の供給実績：四半期毎	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日(※3) 17時30分以降速やかに 当日：都度 (需要実績カーブ： 5分周期) (需要予測及び実績グラフ：1時間間隔) (周波数実績値：5分周期) 供給区域別の需給実績：四半期毎 供給区域別の供給実績：四半期毎	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日(※3) 17時30分以降速やかに 当日：都度 (需要実績カーブ： 5分周期) (需要予測及び実績グラフ：1時間間隔) (周波数実績値：5分周期) 供給区域別の需給実績：四半期毎 供給区域別の供給実績：四半期毎
情報の項目	公表時期 (更新周期)	情報の項目	公表時期 (更新周期)
(c) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報(※5) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計(時間帯ごと) ・出力抑制の理由(「下げ調整力不足」等の要因)	出力抑制が行われた日の属する月の翌月	(c) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報(※5) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計(時間帯ごと) ・出力抑制の理由(「下げ調整力不足」等の要因)	出力抑制が行われた日の属する月の翌月

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)		
(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第3～10年までの各年度における最大需要時の値 (最大需要時以外で空容量が小さくなることができる) 年間：3か月先～第2年度末までの日別の <u>昼間帯／夜間帯の値</u> 月間：3週間先～2か月先までの日別の <u>昼間帯／夜間帯の値</u>		(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、予想潮流、(※7)、計画潮流、(※8) 長期：第3～10年までの各年度における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の断面の値を併記することができます) 年間：3か月先～第2年度末までの各月別日別の需要調査計画等の最大発生時の計画値より算出した値 月間：毎月3月末日(※6) 年間：毎年3月末日(※6) 月間：毎月20日(※6) 年間：毎月10月末日(※7) 翌々日：毎週木曜日(※6) 翌々日：前々日15時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。 ・運用容量の決定要因(熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別) ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・送電可否判定「 <u>合</u> 」の件数及び延べ量 ・各交直変換設備の利用を可能とするマージン ・各交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)		
(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※8) ・予想潮流 長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第5年度の最大需要時の値 年間：第1年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値		(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※9) ・予想潮流(※7) 長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 长期：第5年度の最大需要時の値 年間：第1年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値		
(f) 地内基幹送電線 (※8) の作業停止計画、実績 (※9) (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻(計画・実績)、運送(毎月の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)		(f) 地内基幹送電線 (※9) の作業停止計画、実績 (※10) (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻(計画・実績)、運送(毎月の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)		
(g) 連系線及び地内基幹送電線 (※8) の潮流 (現在潮流〔瞬時値〕、潮流実績)		情報の項目 公表時期 (更新周期) (連系線 (地内基幹送電線： 30分周期))		
(h) 連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線 (※8) の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)		(g) 連系線及び地内基幹送電線 (※9) の潮流 (現在潮流〔瞬時値〕、潮流実績)		
(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送变電設備の標準的な単価 (※10)		(h) 連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線 (※9) の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)		
(j) 接続検討の工事費負担金に含まれる送变電設備の標準的な単価 (※1)		(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送变電設備の標準的な単価 (※1)		

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>(※1)～(※5) (略) (※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。但し、送電可否判定情報 <u>は除く。</u> (※7) 年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第2年度のデータにつ <u>いては、毎年10月末に公表する。</u> (新設) (※8) (略) (※9) (略) (※10) (略) (※11) (略)</p>	<p>(※1)～(※5) (略) (※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。 (※7) 長期から翌々日を対象とする。なお、第107条により提出を受けた計画に基づき想定した <u>予想値とする。</u> <u>(※8) 当日から翌日を対象とする。</u> (※9) (略) (※10) (略) (※11) (略)</p>
<p>(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～5 (略) 6 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請す <u>る事項を報告しなければならない。</u> 7 (略)</p>	<p>(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～5 (略) 6 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請す <u>る事項を報告する。</u> 7 (略)</p>
<p>(指導・勧告の実施) 第179条 (略) 一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。) たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は 一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二・三 (略) 四 第126条から第130条までの規定における運用容量又はマージンの設定において、一般送配電 事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき 五～八 (略) 2 (略)</p>	<p>(指導・勧告の実施) 第179条 (略) 一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。) たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は 一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二・三 (略) 四 第126条から第130条までの規定において、一般送配電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき 五～八 (略) 2 (略)</p>
<p>(新設) (全国のインバランス集計) 第190条の2 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、 供給区域のインバランス量の提出を受ける。</p>	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>2 本機関は、前項により提出を受けたインバランス量を全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を御電力取引所に通知する。</p>
(新設)	<p>附則(平成29年月日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p>2 前項にかかるらず、第2条(第2項第3.8号を除く。)、第17条、第1.07条(第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。)、第1.2.3条の2、第1.2.5条、第1.2.6条、第1.2.8条から第1.3.0条まで、第1.3.3条から第1.5.3条(第3項を除く。)まで、第1.6.0条、第1.6.8条及び第1.7.9条(第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から第9条までの規定は、平成30年4月1日から1年以内の本機関の理事会において議決した日(但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p> <p>3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、第1.5.3条中第3項を第2項とする。</p>
(新設)	<p>(特定負担による連系線増強等を行った場合の連系線利用等の取扱い)</p> <p>第2条 本機関は、特定負担により連系線の増強等を行つたことを踏まえた連系線利用等に係る取扱いについて検討を行う。</p>
(新設)	<p>(経過措置計画の管理)</p> <p>第3条 本機関は、平成2.8年度長期断面の連系線の利用に関する計画(以下「連系線利用計画」という。)を、附則第1条第2項の施行日以降、地域間車両線の管理に関する規定の改定に伴う経過措置の対象となり得る計画(以下「経過措置計画」という。)として取り扱い、管理する。</p> <p>2 本機関は、連系線利用計画の登録時刻を経過措置計画に承継するものとする。</p> <p>3 本機関は、次条に定めるところにより経過措置計画が経過措置の対象となるか否かの判定(以下「経過措置可否判定」という。)を行い、当該判定結果にしたがい経過措置の対象を定めることも、管</p> <p>する。</p> <p>4 本機関は、経過措置可否判定の結果を、経過措置計画を有する者(連系線利用計画登録時の電力取引に係る契約の相手方と経過措置の付与について合意が得られた当該相手方を含む。以下「経過措置対象者」という。)及び御電力取引所に、経過措置の精算の根拠となり得る値として通知する。</p> <p>5 本機関は、経過措置対象者が一つに統合された場合には、統合前の経過措置対象者に対応する経過措置計画の登録時刻を各々継続して管理する。</p>
(新設)	<p>(経過措置可否判定)</p> <p>第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日1.5時時点において、経過措置可否判定を行う。</p> <p>2 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。</p> <p>一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値の範囲内となる場合 二 の経過措置計画</p> <p>一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値を超過する場合 当該経</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
過措置計画に對して減少処理(附則第8条に定める。)を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画	過措置計画に對して減少処理(附則第8条に定める。)を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画
(新設)	
(経過措置計画の更新)	
第5条 本機関は、経過措置対象者から、送配電等業務指針に定めるところにより、経過措置計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画(以下「更新計画」という。)の提出を受け付ける。 2 本機関は、更新計画の提出を受け付けた場合には、経過措置計画の値を当該更新計画の値に更新する。 3 本機関は、送配電等業務指針に定める更新期限までに更新計画が提出されなかつた場合には、経過措置計画の値の割合を30分単位の割面に変換して更新する。 4 本機関は、随時、更新計画の提出を受け付ける。	
(新設)	
(経過措置計画の承継)	
第6条 本機関は、経過措置計画に対応する供給先となる事業者(以下「供給先事業者」という。)が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者(発電設備を設置しようとしている者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。)が供給先事業者を確保したことを確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより経過措置計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等が有する経過措置計画の全部又は一部を、当該供給先事業者に承継させることができることとする。 2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承認が確認できたら時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。	
(新設)	
(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い)	
第7条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた経過措置計画について、経過措置の対象日の属する年度の前々年度の3月1日までに供給先事業者を確保されていることが確認できなかつた場合には、当該経過措置計画の登録を取り消す。	
(新設)	
(減少処理)	
第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の合計値が当該各連系線の空容量の値を超えた場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の合計値が当該各連系線の空容量の値の範囲内となるまで経過措置計画の値を減少する(以下「減少処理」という。) 2 本機関は、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたつては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	
(新設)	
(経過措置計画の確認)	
第9条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、経過措置の利用状況等を確認する。 一 本機関は、卸電力取引所から経過措置計画に係る入札実績(以下「経過措置入札実績」という。)の提出を受ける。 二 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績を照合し、経過措置の利用状況の確認を行う。	

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
	<p>二 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、経過措置対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、経過措置対象者に対して、経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>四 本機関は、前各号により、経過措置の利用状況が妥当ないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。</p> <p>一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。</p> <p>二 本機関は、計画書等の内容、供給先事業者の確保の状況及び経過措置計画に齟齬がある場合等、必要と認める場合には、当該経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、経過措置計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該供給先未定発電事業者等に対して、経過措置計画の更新経過、契約書等の提出を求めることができる。</p> <p>三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合は、当該供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかつた場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。</p>

平成28年度事業報告書(案)

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 業務の内容

(1) 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(2) 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」という。）を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

3. 会員の状況

平成29年3月31日現在の会員数は、936事業者である。

（内訳） 一般送配電事業者：10事業者

送電事業者：2事業者

特定送配電事業者：20事業者

小売電気事業者：389事業者

発電事業者：572事業者

4. 役員の状況

平成29年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	佐藤 悅緒
理事	遠藤 久仁
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事（非常勤）	水嶋 利夫
監事（非常勤）	高木 佳子

5. 評議員の状況

平成29年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	(三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問)
評議員	秋池 玲子	(ボストン・コンサルティング・グループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター)
評議員	安念 潤司	(中央大学法科大学院 教授)
評議員	石川 義明	(石川金属機工株式会社 代表取締役社長)
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院情報理工学系研究科 教授)
評議員	大高 和雄	(毎日新聞社 論説副委員長)
評議員	倉貫 浩一	(読売新聞東京本社 論説委員)
評議員	酒井 良次	(株式会社セブン－イレブン・ジャパン 取締役常務執行役員)
評議員	鈴木 彩子	(早稲田大学国際教養学部 准教授)
評議員	高村 ゆかり	(名古屋大学大学院環境学研究科 教授)
評議員	夏目 智子	(全国地域婦人団体連絡協議会 幹事)
評議員	松岡 萬里野	(一般財団法人日本消費者協会 理事長)
評議員	松村 敏弘	(東京大学社会科学研究所 教授)
評議員	村上 政博	(成蹊大学法科研究科 教授)
評議員	山内 弘隆	(一橋大学大学院商学研究科 教授)
評議員	山地 憲治	(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長)
評議員	横山 明彦	(東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネルギー工学専攻 教授)
評議員	渡辺 豊	(株式会社みずほ銀行 専務執行役員)

6. 職員の状況

平成29年3月31日現在の職員数は、141名である。

II. 平成28年度における個別業務の実施状況

平成28年度の業務実施状況は次のとおりである。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

次のとおり経済産業大臣に対し認可を申請し、それぞれ認可を受けた。

- ① 「系統情報の公表の考え方」の改定への対応等について、7月13日に認可を受けた。
- ② 供給計画のスケジュール変更について、10月18日に認可を受けた。
- ③ ネガワット取引に関する規定の整備及びFIT電源の買取義務者の見直し等への対応について、3月31日に認可を受けた。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

(1) 供給計画の取りまとめ

① 平成28年度供給計画の取りまとめ

ライセンス制の導入に伴い、平成28年4月1日以降に電気事業者となった小売電気事業者、発電事業者、特定送配電事業者、送電事業者及び一般送配電事業者から供給計画の提出を受け、これらの供給計画（全324事業者分）について取りまとめを行い、実効性のある供給力確保の在り方及び稀頻度リスクへの対応に関する検討について意見を付して、平成28年6月29日に経済産業大臣に送付した。

また、その後新たに会員となった電気事業者の平成28年度供給計画及び供給計画の変更についても、隨時経済産業大臣に送付した。

② 平成29年度供給計画取りまとめ

小売電気事業者、発電事業者、特定送配電事業者、送電事業者及び一般送配電事業者から平成29年3月に供給計画の提出を受け、これらの供給計画（938事業者分）について取りまとめを行い、容量市場創設の着実な推進、実効性のある調整力確保の仕組み及び広域運用における再生可能エネルギーの出力抑制回避に向けた対応に関する意見を付して、平成29年3月30日に経済産業大臣に送付した。

(2) 需要想定に関する業務

会員が適切かつ円滑に需要想定を行えるようにするため、需要想定の前提となる全国経済見通しを策定し、平成28年11月24日に公表した。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に全国の需要想定を策定し、平成29年1月18日に公表した。

(3) 電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と、短期の需要予測に基づき、平成28年度冬季の電力需給について事前検証を実施し、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率3%以上を確保できる見通しであることを確認した。併せて、平成28年度夏季の電力需給の実績についても検証を実施し、想定に比べ余裕がある需給実績であったことを確認した。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

有識者等で構成する調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、供給計画の取りまとめ結果に加え、供給計画に計上されていない新規開発電源の計画を考慮し

た需給バランスを評価した結果、平成28年度から平成38年度までの期間を通じ、供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、電源入札等の検討を開始する必要性はないと判断した。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

（1）広域連系系統の長期方針及び整備計画

電力の広域運用の観点から、将来の広域連系系統の合理的な設備形成に資するため、有識者等で構成する広域系統整備委員会における11回の審議を経て、次の事項を決定した。

① 広域系統長期方針

適切な信頼度の確保、電力系統利用の円滑化・低廉化及び電力流通設備の健全性確保の3点が実現されている状態を広域連系系統のあるべき姿と定義し、その実現に向け、既存流通設備の最大限の有効活用その他の今後の流通設備形成の考え方を確認とともに、解決すべき課題並びに必要な取組事項を整理した広域系統長期方針を、平成29年3月30日に策定し、公表した。

② 個別の広域系統整備計画

広域系統整備計画の実施案及び事業実施主体並びに費用負担割合等の評価・検討を行い、費用負担者から負担の同意を得た上で、平成28年6月29日に東京中部間連系設備、平成29年2月3日に東北東京間連系線に係る広域系統整備計画を策定、公表した。

③ 一般負担の上限額の追加設定等

「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針」（平成27年11月6日 資源エネルギー庁）に基づく「一般負担額のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』と判断される基準額」（一般負担の上限額）について、未指定であった廃棄物電源及びバイオマス電源（燃料種別ごとの設定）について新たに指定し、公表した。

（2）系統アクセスの受付

発電設備等の系統連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から事前相談333件、接続検討83件の申込みを受け付け、一般送配電事業者による検討結果の確認及び検証、系統連系希望者に対する回答等の業務を遂行した。回答に際しては、一般送配電事業者による検討結果に加え、本機関による妥当性確認の結果についても説明を行った。

また、系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ結果の公表、一般送配電事業者による回答遅延解消に向けた取組状況の確認等、業務改善に向けた取組を進めた。

（3）電源接続案件募集プロセス及びリプレース案件系統連系募集プロセス

① 電源接続案件募集プロセス

近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者により工事費負担金を共同負担することで系統増強対策を行う手続である電源接続案件募集プロセス（以下「プロセス」という。）について、系統連系希望者等からの開始申込みを受け、広域機関主宰にて18件を開始し、入札等を実施した。

また、一般送配電事業者主宰の14件（平成27年度開始の9件を含む）について募集要領案の確認等を行い、東京電力パワーグリッド株式会社主宰の2件についてプロセ

スが完了した。

プロセスの実施に際しては、系統連系希望者が可能な限り連系できるよう、入札の成立条件を満たさない場合に入札者に追加負担可能額を確認する等の手続を導入するとともに、プロセスが円滑に進行するよう、共同負担意思確認時に追加の保証金を求める等の改善を図った。また、「電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方」の公表や説明会等を通じて系統連系希望者等の理解促進を図った。

② リプレース案件系統連系募集プロセス

設備容量10万kW以上の発電設備等が廃止となる場合に、当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するリプレース案件系統連系募集プロセスについて、今後の案件発生時に円滑にプロセスを進められるよう具体的な進め方について検討を進めた。

(4) 調整力のあり方の検討

調整力・予備力、及びそれらと密接な関係にある連系線マージンの在り方等について検討するため、定款に基づく理事会の諮問機関として、有識者等による調整力及び需給バランス評価等に関する委員会を設置し、計14回の会合を開催した。これらの検討の経緯及び結果並びに今後の課題については、同委員会の報告書として取りまとめ、公表した。その主な内容は以下のとおりである。

① 電源Iの必要量

需要想定誤差、再生可能エネルギー電源の出力想定誤差等に関する実績データを分析、検討の結果、暫定的に、偶発的に発生する需給変動に対応するために必要となる供給予備力に相当する量（最大3日平均電力の7%）を電源Iとして確保することが適当であることを示した。

② 電源I'の必要量等

10年に1回程度の猛暑や厳寒による需要増加に対しても、確実に需給バランスを維持するための供給力等について、暫定的に一般送配電事業者が「電源I'」として確保することが適当であることを示した。

また、発動に時間を要し、年間発動回数に制約があるディマンドリスポンス等も電源I'の対象となり得ることを示した。この結果、一般送配電事業者が行った平成29年度調整力公募において、複数のディマンドリスポンスが落札された。

③ 連系線マージンの在り方

各連系線に設定しているマージンの必要性を改めて評価し、このうち、東北東京間連系線の潮流抑制のために設定しているマージンは、原則ゼロとすることが適当であることを示した。

(5) 地域間連系線の管理

次の各項目に掲げる業務をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を実施した。

① 運用容量及びマージンの設定

本機関職員及び一般送配電事業者等で構成する運用容量検討会及びマージン検討会における検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを定め、公表した。

東北東京間連系線のマージン（順方向）については、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での審議を踏まえ、台風や暴風雪等のリスクが高い場合を除き、実需給

断面のマージンをゼロとすることとし、系統利用者の利用機会の拡大を図った。

② 連系線利用計画の管理

連系線利用計画の受付、更新、空容量公表、問合せ対応等の業務を着実に実施した。その際、調達計画・販売計画と連系線利用計画との乖離が大きい計画を提出している事業者に対し、ヒアリング、計画修正の要請等を行い、連系線の適正な利用に関する会員の意識向上に取り組んだ。

③ 連系線利用ルールの見直し検討

連系線利用に関する公平性・公正性を確保するとともに、連系線を最大限効率的に活用できるようにするため連系線利用ルールの見直しに着手した。

有識者を交えた検討会においては、平成30年4月を目指して、これまでの先着優先に基づく連系線利用申込の受付を停止し、卸電力取引所での市場取引に基づく連系線利用（間接オークション）に移行することが適当であるとの方向性を確認した。

(6) 作業停止計画の調整

会員等が流通設備や発電設備の点検・修繕等の作業を実施するために提出する作業停止計画について、平成29年度及び30年度分の計画について、取りまとめ、公表した。その際は、新たに導入した広域機関システムの作業停止計画管理機能を活用してプロセスの透明性を確保するとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める留意事項を考慮しつつ調整を行った。

(7) 需要者スイッチング支援

スイッチング支援システムを大きなトラブルなく安定的に運用したほか、本機関、一般送配電事業者、小売電気事業者等で構成するスイッチング支援に関する実務者会議を11回開催し、システム運用開始後の課題について検討を行い、資料及び議事録を公表した。

また、実務者会議で把握した会員からの要望、制度変更への対応等を目的としたシステム改良を6件実施した。

(8) 情報通信技術の活用支援

ネガワット取引の開始に対応するため新たに需要抑制計画ビジネスプロトコル標準規格を制定、その他関連する規格の変更を実施した。

また、会員に対する情報セキュリティ施策として、独立行政法人情報処理推進機構との協働により、会員が、自社のセキュリティレベルを自己確認できるツールを開発、配布した。

さらに、平成29年3月に発足した電力IASACに特別会員として参加するとともに、機関外で発生したサイバー攻撃被害、情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等の情報を会員等に周知するための体制整備を進めた。

(9) 系統情報の公表

全国の電力需給状況や地域間連系線の利用状況等、業務規程に定める情報について、情報公表システムを通じて公表した。

(10) 業務品質の向上

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の各業務において、シミュレーション解析ツールを活用した技術的検証等により、的確な業務遂行に努めた。

(11) システム開発の実施

広域機関システムは、連系線利用計画管理機能等、開発が遅延した一部機能を除き平成28年4月1日に運用を開始した。開発が遅延した機能については、平成29年3月末までに主要なものは運用開始できたが、一部の特殊処理等は開発が完了せず、平成29年6月末頃まで開発期間を延長している。

また、運用開始当初には、日本卸電力取引所との通信に関する不具合、スポット市場取引用空容量の誤送信という電力取引に影響を及ぼすものや、一般送配電事業者へ最終計画ではない計画データを誤送信するなど、システムトラブルを複数発生させた。この反省を踏まえ、事務局の組織体制を一部見直すとともに、リスクマネジメント会議を設置、組織全体でリスク管理を徹底、再発防止に取り組むこととし、加えて、平成29年6月末を目標に、広域機関システムの安定稼働を目的とした改良（システム基盤強化）を進めることとした。

さらに、今後の開発遅延の防止、システムの信頼性向上を目的に、定款に定める理事会の諮問機関として、広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会を設置、平成29年3月29日、原因分析、再発防止策等に関する答申を受けた。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

広域運用センターの当直体制を1班2名から4名体制に増強し、関係事業者と綿密に連携すると共に、広域機関システムを通じて収集した情報を活用し、各エリア及び全国の大の電気の需給状況を常時監視した。

計画値同時同量制度の開始当初は、事業者から提出を受けた実需給断面の計画に不整合が多く見られた。正しい計画作成のための講習会、事業者への電話でのフォロー、平成28年8月の広域機関システムによる自動チェックの導入など、様々な取組の結果、当初の混乱を収束させることができた。また、収束以降は計画の監視を開始し、その中で本来記載されるべき値と大きく乖離する誤った値を記載した需要調達計画等を提出した電気供給事業者1社に対し、再発防止に向けた指導を行った。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

送電線の停止による大規模電源の脱落に伴い、エリアの需給状況が悪化するおそれがあると判断し、次のとおり、会員に対する指示を2回行った。

① 平成28年9月8日（幸田碧南線停止、碧南火力410万kW脱落）

- ・中部電力へ300万kWの受電指示
- ・東京電力パワーグリッド、北陸電力、関西電力及び中国電力へ、中部電力に対する300万kWの送電指示

② 平成29年2月21日（上越火力線停止、上越火力236万kW脱落）

- ・中部電力へ140万kWの受電指示
- ・北陸電力、関西電力、中国電力及び九州電力へ、中部電力に対する140万kWの送電指示

また、一般送配電事業者の協力のもと、次のとおり、需給悪化時の対応訓練を2回実施した。

① 平成28年7月2日

夏季重負荷期を想定した需給ひつ迫融通指示訓練を2ケース実施(一般送配電事業者9社が参加した。)

② 平成28年12月11日

九州北部地震を想定した需給ひつ迫融通指示訓練を実施(防災業務計画に基づく総合防災訓練の一環として実施した。)

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決(法第28条の40第7号)

(1) 苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を64件受け付け、1件は対応継続中、63件は対応を終了した。

また、平成27年度及び28年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

(2) 紛争の解決

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)に基づく認証紛争解決事業者として、あっせん・調停手続の申請を2件受理し、うち1件は相手方不応諾により手続不開始、ほか1件について、あっせん・調停手続を進め、和解に至った。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等(法第28条の40第6号)

平成28年12月21日、本来記載されるべき値と大きく乖離する誤った値を記載した需要調達計画等を提出した電気供給事業者1社に対し、再発防止に向けた指導を行った。

9. 前1.～8.の附帯業務(法第28条の40第9号)

(1) 報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

- ① 平成27年度までの電力需給に関する実績(供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。)
- ② 平成27年度までの電力系統に関する実績
- ③ 平成27年度の系統アクセス業務に関する実績
- ④ 平成28年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題
- ⑤ 各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況(平成29年度調整力の公募に関する検討結果)

(2) 調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

① 地域間連系線の利用ルール等に関する調査

欧米の主要国・地域を対象として、地域間連系線の利用計画や混雑管理の方式、送電

権の定義、その付与や転売の在り方等に関する調査を行った。

② 供給力確保策に関する調査

米国を対象として供給力確保策（主に容量メカニズム）の考え方及び制度設計に関する調査を行った。

(3) 災害等への対応

4月の熊本地震、6月の北海道函館地震、10月の鳥取県中部地震の3回、防災業務計画に基づく警戒態勢発令及び警戒本部を設置し、被害状況等の情報収集に当たったが、いずれのケースもエリア間の電力融通指示を行うには至らなかった。

熊本地震に際しては、被災地域で発生した供給支障に関して、停電状況や主要電気工作物の被害状況に加え、各一般送配電事業者からの電源車等の派遣・配置状況を把握し、国との情報共有も含め、的確な災害対応に努めた。

12月には、防災業務計画に基づく総合防災訓練を実施し、非常災害対応本部の立上げ、需給悪化の改善のための電力融通指示等の訓練を実施した。

また、本機関事務所が被災した場合の事業継続計画（BCP）の見直しの検討、国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関する研修会への参加等の活動を行った。

(4) 出力抑制に関する検証

一般送配電事業者が実施した再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、妥当性を検証し、その結果を公表した。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

(1) 広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会の開催状況等を随時公表したほか、広域機関システムの開発状況、各種計画の提出方法、スイッチング支援システムの利用状況その他の電力システム改革第2段階に関する情報、熊本地震の被害状況等、会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、本機関が行った需給状況の悪化時の指示2件、指導1件についても速やかに公表した。

さらに、本機関の活動について、一般紙、専門誌への情報提供を随時行うとともに、17回のプレスリリース（記者会見1回、各紙論説委員説明会1回を含む。）を実施した。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムについて、コンピュータウィルス、不正アクセス及び脆弱性問題等による被害は発生しなかった。

また、第三者による情報セキュリティ監査を実施した結果、致命的な問題は指摘されなかつたものの、運用改善に関する17件の指摘を受けたことから、これを踏まえた改善方針を定めた。

さらに、役職員等に対する研修として、情報セキュリティに関する規定の周知、標的型メール訓練、チェックシートによる自己点検を実施した。

(3) バックアップ拠点の確保・維持

大阪バックアップ拠点において、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を実施した。

また、国との連絡のため必要となる場合を想定し、東京都下にもバックアップ拠点を設置し、備品の搬入を完了した。

(4) 職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。

プロパーについては、新卒採用者3名のほか、専門性をもったプロパー職員6名を中途採用した。

平成27年度に引き続き、全職員を対象に、機関内各業務への理解促進を目的とした集合研修を実施した。新卒採用者に対しては、基礎的な集合研修のほか、当直を含む幅広い業務経験を積ませるOJT研修を実施し、能力向上を図った。

III. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催

計2回総会を開催した。

2. 理事会の開催状況

計46回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計6回開催し、会員から独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

平成28年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と収入決定済額 との差額 B-A	備考
会費収入	3,756,931	3,760,161	3,230	
会 費	6,000	9,230	3,230	会員数の増による
特別会費	3,750,931	3,750,931	—	
その他収入	—	221,635	221,635	広域機関システム納期遅延に対する損害金
前年度よりの繰越金	568,394	593,705	25,311	剩余見込想定差による
合 計	4,325,325	4,575,501	250,176	

(注1)計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

平成28年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A	前事業年度 からの 繰越額(再掲) B	予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G	不用額 E-F-G	備考
人件費	1,602,315	187,241	—	—	1,602,315	1,428,127	174,187	—	
役職員給与	1,344,857	142,026	—	—	1,344,857	1,218,459	126,397	—	
その他人件費	257,458	45,215	—	—	257,458	209,668	47,789	—	
租税公課	3,429	600	—	200	3,629	3,541	87	—	
固定資産関係費	1,175,452	13,009	—	△ 270,400	905,052	460,765	444,286	—	
有形固定資産取得費	579,664	4,647	—	△ 270,400	309,264	44,583	264,680	—	
無形固定資産取得費	568,248	5,845	—	—	568,248	400,130	168,117	—	
修繕費用	27,540	2,516	—	—	27,540	16,052	11,487	—	
運営費	1,228,555	294,964	—	270,000	1,498,555	1,481,284	17,270	—	
雑損失	188,115	—	—	—	188,115	177,481	10,633	—	
支払利息	1,478	102	—	200	1,678	1,639	38	—	
予備費	125,981	95,797	—	—	125,981	—	125,981	—	
合 計	4,325,325	591,715	—	—	4,325,325	3,552,839	772,485	—	

(注1)計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
賃貸借経費	2,290	—	2,290	241	2,048	平成37年度まで
業務運営用機器等 リース経費	322	—	322	75	246	平成32年度まで
システム開発等に 係る経費	—	2,191	2,191	36	2,155	平成33年度まで
合計	2,612	2,191	4,804	353	4,451	

(注1)計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <ー>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3)金額については税込である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

平成28年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する平成28事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)		
事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に 係る経費	3,490	2,191

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給与引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準をこえた増加又は支給はなかった。

貸 借 対 照 表

平成29年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,069,857	流動負債	1,626,441
現金及び預金	1,046,942	未払金	266,505
未収金	282	未払費用	876,286
前払費用	22,617	短期リース債務	481,001
その他流動資産	15	預り金	2,648
固定資産	3,490,266		
有形固定資産	918,380	固定負債	1,835,151
建物	4,145	退職給付引当金	18,184
建物付属	72,726	リース債務	1,816,966
器具諸備品	179,261		
リース資産	659,154	負債合計	3,461,592
一括償却資産	3,092		
無形固定資産	2,441,446	(純資産の部)	
ソフトウェア	802,777	利益剰余金	1,098,531
リース資産	1,638,668	純資産合計	1,098,531
投資その他の資産	130,439		
退職給付引当資産	18,184		
長期投資	111,607		
その他固定資産	648		
資 产 合 计	4,560,123	負債・純資産合計	4,560,123

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損益計算書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	3,632,913	経常収益	3,982,079
人件費	1,493,684	会費収入	3,760,221
運営費	1,674,936	一般会費	9,290
その他の費用	5,167	特別会費	3,750,931
租税公課	3,528	その他収入	221,858
支払利息	1,639		
修繕費	14,721		
減価償却費	266,921		
雑損失	177,481		
当期純利益	349,166		
合計	3,982,079	合計	3,982,079

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剩余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1)リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2)リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3)有形固定資産の減価償却累計額

107,843千円

2. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位:千円

賃 借 料	332,595
委 託 費	1,175,738
通 信 運 搬 費	32,805
消 耗 品 費	51,834
旅 費	36,611
研 修 費	2,712
雑 費	42,638
運 営 費 計	1,674,936

(3)重要な契約

広域機関システムの開発に関し、機能追加やシステム基盤強化のための開発委託契約58億円を締結しており、翌事業年度以降、当該開発の完了に伴いリース契約を締結する。

財産目録
平成29年3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘要	金額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	1,046,942
未収金	会費請求分 他	282
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	22,617
その他流動資産	電車代回数券購入仮払分	15
流動資産合計		1,069,857
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所	4,145
建物付属		72,726
器具諸備品	スイッチング支援システムハード、豊洲事務所分 他	179,261
リース資産	広域機関システム用機器、OAシステム用機器	659,154
一括償却資産	事務所什器 他	3,092
無形固定資産		
ソフトウェア	OAシステムソフトウェア、スイッチング支援システム 他	802,777
リース資産	広域機関システム、OAシステムソフトウェア	1,638,668
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	18,184
長期投資	事務所敷金 他	111,607
その他固定資産	プリンタ保守費用の前払	648
固定資産合計		3,490,266
資産合計		4,560,123
(流動負債)		
未払金	広域機関システムに係る第3者購入ソフト購入、ネガワット取引及びFIT送配電買取制度に伴う改修 他	266,505
未払費用	役職員給与 その他人件費 租税公課 賃借料 委託費 通信運搬費 消耗品費 旅費 雑費	492,896 105,568 4 7,118 263,697 235 3,442 1,201 2,123
預り金	源泉所得税 他	2,648
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム	481,001
流動負債合計		1,626,441
(固定負債)		
退職給付引当金	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	18,184
リース債務	広域機関システム、OAシステム	1,816,966
固定負債合計		1,835,151
負債合計		3,461,592
純資産		1,098,531

(注1)計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表	
変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 <u>平成29年 月 日変更</u>	平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 <u>平成29年 月 日変更</u>

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(小売需要の想定)	(小売需要の想定)
第6条 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。以下本章において同じ。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。	第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、「小売需要」という。)の想定を行って比較し、その差異について検証を行う。 2 小売電気事業者は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。
(小売需要の想定の検証)	(小売需要の想定の検証)
第7条 小売電気事業者は、第5条第2項及び第3項に準じ、小売需要の実績と需要想定の差異について比較し、その差異について検証を行う。	第7条 小売電気事業者等は、第5条第2項及び第3項に準じ、小売需要の実績と需要想定の差異について比較し、その差異について検証を行う。 2 小売電気事業者は、前項の検証結果を、小売需要の想定に反映するものとする。
第3章 供給計画の取りまとめ等	第3章 供給計画の取りまとめ等
(供給計画の案の提出)	(供給計画の案の提出)
第8条 (略) 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者 每年2月10日 二 (略) 2 (略)	第8条 (略) 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等及び発電事業者 每年2月10日 二 (略) 2 (略)
(供給計画の提出)	(供給計画の提出)
第9条 (略) 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者 每年3月1日 二 (略) 2 (略)	第9条 (略) 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等及び発電事業者 每年3月1日 二 (略) 2 (略)
(供給計画の案の調整等における考慮事項)	(供給計画の案の調整等における考慮事項)
第13条 (略) 一・二 (略) 三 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)が提出した供給計画の案における考慮事項 ア～エ (略) 四 (略)	第13条 (略) 一・二 (略) 三 小売電気事業者等が提出した供給計画の案における考慮事項 ア～エ (略) 四 (略)
(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)	(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)
第17条 (略) 一 (略) 二 (略) ア 小売電気事業者(特定送配電事業者を含み、全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下本項と同じ。)の供給力の確保状況	第17条 (略) 一 (略) 二 (略) ア 小売電気事業者等(全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下本項と同じ。)の供給力の確保状況

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
イ・ウ (略)	イ・ウ (略)	三 小売電気事業者の需要実績及び需要想定 四 (略) ア・イ (略)	三 小売電気事業者等の需要実績及び需要想定 四 (略) ア・イ (略)
(電源維持運用者の募集の手順) 第 21 条 (略) 一 (略)	(電源維持運用者の募集の手順) 第 21 条 (略) 一 (略)	二 募集要領の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の支払条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要領を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要領の策定にあたっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三 説明会の開催 本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要領の説明会を開催する。 四 必要書類の提出 本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者は、募集要領に記載した期限までにおいて、応募価格等を記載した必要な書類を提出する。	二 募集要領の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の支払条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要領を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要領の策定にあたっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三 説明会の開催 本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要領の説明会を開催する。 四 必要書類の提出 電源入札等へ応募する電気供給事業者は、募集要領に記載した期限までにおいて、応募価格等を記載した必要な書類を提出する。
(応募者の評価項目) 第 22 条 (略) 一~七 八 その他募集要領で定める事項	(応募者の評価項目) 第 22 条 (略) 一~七 八 その他募集要領で定める事項	(公募等の実施要領の作成) 第 27 条 一般送配電事業者は、調整力の公募等を行うに際して、原則として、調整力が満たすべき要件、公募スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募等の実施要領を策定し、公表する。	(公募等の実施要領の作成) 第 27 条 一般送配電事業者は、調整力の公募等を行うに際して、原則として、調整力が満たすべき要件、公募スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募等の実施要領を策定し、公表する。
(公募等の手続) 第 28 条 一般送配電事業者は、策定した実施要領等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。 2 (略)	(公募等の手続) 第 28 条 一般送配電事業者は、策定した実施要領等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。 2 (略)		

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(落札者との契約の締結) 第29条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要領又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。但し、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。	(落札者との契約の締結) 第29条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要領又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。但し、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。
(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第33条 (略) 一 (略) 二 (略)	(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第33条 (略) 一 (略) 二 (略)
ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となつた時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となつた場合。但し、連系線の空容量算定にあたつては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下「イ、ウ及びカにおいて同じ。」)。 イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となつた場合 ウ 連系線の長期計画 連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となつた場合	ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となつた時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となつた場合。但し、連系線の空容量算定にあたつては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下「イ、ウ及びカにおいて同じ。」)。 イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる年 ウ 連系線の長期計画 連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年 度が、3年度以上となつた場合
2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)
一 第1項第2号アからエ及びカの要件 四半期に1回 二 第1項第2号カの要件 年1回	一 第1項第2号ア、エ及びカの要件 四半期に1回 二 第1項第2号カの要件 年1回
4 本機関は、第1項第2号カの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行つた場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行つた系統連系希望者に通知する。	4 本機関は、第1項第2号カの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行つた場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行つた系統連系希望者に通知する。
(実施案等の募集の実施) 第43条 本機関は、第41条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行ふと決定した場合は、次各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。	(実施案等の募集の実施) 第43条 本機関は、第41条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行ふと決定した場合は、次各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。
一 公募要領の策定・公表 二 公募要領の策定・公表	一 公募要綱の策定・公表 二 公募要綱の策定・公表
4 本機関は、第39条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案及び事業実施主体の提出期限、実施案の提出方法、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他の必要な事項を定めた公募要領を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要領の策定にあたつては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。	4 本機関は、第39条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案及び事業実施主体の提出期限、実施案の提出方法、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他の必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定にあたつては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
三 応募意思の確認 実施案の応募の意思を有する事業者は、公募要領に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。	三 応募意思の確認 実施案の応募の意思を有する事業者は、公募要領に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。
四 応募資格の審査 本機関は、前号により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること及びその他の公募要領で定める応募資格を満たすことを確認する。	四 応募資格の審査 本機関は、前号により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること及びその他の公募要領で定める応募資格を満たすことを探認する。
五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者(以下「有資格事業者」という。)がない場合、実施案の募集を取り止めることとする。 この場合、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる送電事業者又は送電事業者の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者(以下「有資格事業者」という。)がない場合、実施案の募集を取り止めることとする。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる送電事業者又は送電事業者の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。
六 説明会の開催 本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要領の説明会を開催する。	六 説明会の開催 本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要領の説明会を開催する。
七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のア～キに掲げる情報の提供の依頼があつた場合は、本機関が実施案の作成のために必要であると認めるとする範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。	七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のア～キに掲げる情報の提供の依頼があつた場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認めるとする範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。
八 実施案の提出 有資格事業者は、実施案を提出する場合は、第2号の公募要領に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かつた場合は、第5号に準じ、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	八 実施案の提出 有資格事業者は、実施案を提出する場合は、第2号の公募要領に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かつた場合は、第5号に準じ、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。
（実施案の応募等） 第4.5条 本機関に対して実施案を提出しようとする事業者(以下「事業実施主体候補者」という。)は、本機関が策定した公募要領にしたがって、実施案を策定し、提出しなければならない。 2 事業実施主体候補者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備(以下「他者設備」という。)の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、実施案の策定に際し、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、実施案の他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。	（実施案の応募等） 第4.5条 本機関に対して実施案を提出しようとする事業者(以下「事業実施主体候補者」という。)は、本機関が策定した公募要領にしたがって、実施案を策定し、提出しなければならない。 2 事業実施主体候補者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備(以下「他者設備」という。)の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、実施案の策定に際し、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、実施案の他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。
（実施案及び事業実施主体の評価方法） 第4.6条 本機関は、次の方号に掲げる評価項目について、実施案及び事業実施主体の評価を行う。 一 公募要領等への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準(第6.1条に定める。以下同じ。)の充足性、法令又は政省令への適合性等	（実施案及び事業実施主体の評価方法） 第4.6条 本機関は、次の方号に掲げる評価項目について、実施案及び事業実施主体の評価を行う。 一 公募要領等への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準(第6.1条に定める。以下同じ。)の充足性、法令又は政省令への適合性等

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
二～七 (略) 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。但し、修正によりは、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。但し、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を行なうことなく、修正協議を行うことができる。 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することができない。但し、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められた場合はこの限りでない。 4 本機関は、他者設備の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。 一～三 (略)	二～七 (略) 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。但し、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を行なうことなく、修正協議を行うことができる。 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。但し、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められたときはこの限りでない。 4 本機関は、他者設備の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。 一～三 (略)
(接続検討の回答) 第85条 (略) 一～八 (略) 2 (略) 一・二 (略) (新設)	(接続検討の回答) 第85条 (略) 一～八 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 10万キロワット以上の既設の送電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とした既設の送電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とした既設の送電設備等に係る電源線を除く。)の連系可能量をいう。)の範囲内であるか否かを判定した結果 3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。 4 一般送配電事業者は、前項第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合は、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。
(暫定的な容量確保の特例) 第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、第95条及び第96条の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。	(暫定的な容量確保の特例) 第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、第95条第2項、第96条第4項の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）
<p>（本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等）</p> <p>第111条 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第<u>2</u>項の通知を受けた場合は、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等）</p> <p>第111条 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第<u>1</u>項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）</p> <p>第125条 発電事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した場合において、リプレース対象事業者が第一電気所が同一となる地域（但し、第一電気所が同一であっても、母線分離等によって上位系統が異なる場合は除く。以下同じ。）で送電設備等の建替えを予定しているときは、その旨を本機関に報告しなければならない。</p>
<p>（リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募）</p> <p>第128条 リプレース対象事業系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要綱に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</p>	<p>（リプレースに該当する場合の報告）</p> <p>第125条 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、その旨を本機関に報告しなければならない。</p>	<p>（リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募）</p> <p>第128条 プロセスに対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要綱に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</p>
<p>（廃止を伴う新設送電設備等の契約申込みの制限）</p> <p>第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象事業者たる発電事業者が、設備容量が10万キロワット以上の送電設備等を廃止する場合は、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合は、廃止日から12か月が経過するまでの間、新設送電設備等に関する契約申込みができない。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認めめる必要があると認めた場合はこの限りでない。）により、同プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合は、廃止日から12か月が経過するまでの間、第一電気所が同一となる地域で、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認めめる必要があると認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>（廃止を伴う新設送電設備等の契約申込みの制限）</p> <p>第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象事業者たる発電事業者が、設備容量が10万キロワット以上の送電設備等を廃止する場合は、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合は、廃止日から12か月が経過するまでの間、新設送電設備等に関する契約申込みができない。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認めめる必要があると認めた場合はこの限りでない。）により、同プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合は、廃止日から12か月が経過するまでの間、第一電気所が同一となる地域で、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認めめる必要があると認めた場合はこの限りでない。）</p>	<p>（託送供給契約者による計画の提出）</p> <p>第138条 （略）</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 調達計画 需要計画に對応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に對応して販売する計画（但し、販売先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）</p>

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
3～5 (略) 別表8-1 (略)		3～5 (略) 別表8-1 (略)	
(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第139条 (略) 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。		(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第139条 (略) 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。) 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。) 3・4 (略) 別表8-2 (略)	
(需要抑制契約者による計画の提出) 第139条の2 (略) 2 (略)		(需要抑制契約者による計画の提出) 第139条の2 (略) 2 (略)	
一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。) 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。) 四 (略) 3 (略) 別表8-3 (略)		一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。) 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。) 四 (略) 3 (略) 別表8-3 (略)	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)	(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)
第140条 F1T法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者登録特定送配電事業者を含む。以下本条において同じ。)の発電計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業者における登電契約者には、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特別契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気卸供給約款による特定契約を締結した者に限る。以下「特別契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気卸供給約款による特定契約を締結している小売電気事業者であって特定契約に基づき受電する電気事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特別契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気卸供給約款による特定契約を締結している小売電気事業者であって特定契約に基づき受電する電気事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特別契約者」という。)又は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることにより、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特別発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。	第140条 F1T法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する登電契約者(但し、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特別契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特定契約を締結する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のF1T法に定める改正前のF1T法(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のF1T法に定める特定契約に基づき受電する電気事業者等であって特定契約に基づき受電する電気事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特別契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特定契約を締結する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のF1T法に定める改正前のF1T法に定める特定契約に基づき受電する電気事業者等であって特定契約に基づき受電する電気事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特別契約者」という。)又は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特別発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。
一 (略) ア・イ (略) 二 (略) ア・イ (略) 2・3 (略)	一 (略) ア・イ (略) 二 (略) ア・イ (略) 2・3 (略)
(電力系統の監視)	(電力系統の監視)
第152条 (略) 一~七 (略)	第152条 (略) 一~七 (略)
2 一般送配電事業者は、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。以下本項において同じ。)が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力(法第27条の26第2項により準用する場合を含む。)を確保しないと認められる場合、当該小売電気事業者に対して、供給力を確保するよう要請することができる。	2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力(法第27条の26第2項により準用する場合を含む。)を確保しないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。
3・4 (略)	3・4 (略)
第1節 連系線の運用容量及びマージン	(削除)
(運用容量の算出断面)	(運用容量の算出断面)
第195条 (略) 2 (略) 一~四 (略)	第195条 (略) 2 (略) 一~四 (略)
第197条 (略) 一 月間計画以前の断面の運用容量を算出する場合 二 連系線の混雑の発生が見込まれない場合 三 (略)	第197条 (略) 一 翌々日より前の断面の運用容量を算出する場合 二 市場分断の発生が見込まれない場合 三 (略)

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(マージンの算定)		(業務規程第129条～移設)	
第198条 マージンの値は、本機関が必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表するものとする。		第198条 削除	
第2節 連系線の利用		(削除)	
(連系線の利用申込み)		第199条 削除	
第199条 連系線利用申込者は、原則として、供給開始日の10営業日前までに、本機関に対し、連系線希望計画を提出しなければならない。但し、連系線希望計画は、第201条に基づき供給先未定電事業者等が提出する場合を除き、連系線利用に伴う供給先事業者が提出するものとする。		第200条 削除	
(更新した連系線利用計画の提出)		第200条 連系線利用者は、本機関が連系線の潮流を監視し、計画潮流を更新するため、次の各号に掲げる計画を別表1.1～1で定める断面毎の提出期限までに、本機関に提出しなければならぬ。但し、更新前の連系線利用計画から変更がない場合は、提出することを要さない。	
一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画		二 空容量算出用に更新された連系線利用計画	
2 連系線利用者は、翌日計画以降において、連系線利用計画を関係する調達計画及び販売計画と一致させなければならない。		別表1.1-1 連系線利用計画の断面及び提出スケジュール	
対象期間 (※1)	長期計画 (第3～第10年度)	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月～翌々月)
	各年度別の 最大時kW	日別(※2) の昼間帯、夜 間帯の最大時 kW	週間計画 (翌週～ 翌々週) のkWh
断面 (※1)		日別(※2) の昼間帯、夜 間帯の最大時 kW	30分ごとに のkWh
			30分ごとに のkWh
作業停止計 画の調整用 に更新され た連系線利 用計画の提 出期限	毎年 1月15日 17時	毎年 1月20日 17時	毎月5日 17時
		毎年 3月10日 17時	毎週火曜日 17時 (※3)
空容量算出 用に更新さ れた連系線 利用計画の 提出期限	毎年 3月11日 17時	毎月15日 17時	受給日の 前日12時 (※4)
	原則として 30分ごとに の実需給の 開始時刻の 1時間前		

(※1) 計画潮流及び空容量の単位

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(※2)「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換する。 (※3)提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が、提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。 (※4)受給日の前日が休業日の場合も含む。	
(供給先未定発電事業者等による連系線の利用申込み) 第201条 供給先未定発電事業者等は、連系線の利用を希望する場合、長期計画に限り、連系線希望計画及び前条第1項に掲げる更新された連系線利用計画を提出することができます。 2 供給先未定発電事業者等は、連系線希望計画又は更新利用計画を本機関に提出しようとする場合は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 経済産業省令に準じた計画書等(但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を受けた供給計画により連系線希望計画又は連系線利用計画の妥当性が確認できる場合はこの限りでない。) 二 その他本機関が必要とする書類 3 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。 4 連系線利用計画を提出した供給先未定発電事業者等が、供給先事業者を確保したときは、次の各号に掲げる手続に基づき、当該連系線利用計画の全部又は一部を承継することができる。 一 供給先事業者は、第199条に準じ、本機関に対し連系線希望計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から連系線利用計画を承継する旨を通知する。 二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ連系線利用計画を承継する旨を本機関に通知する。	第201条 削除
(空おさえの禁止) 第202条 連系線利用者及び連系線利用申込者(以下、本節において「連系線利用計画等提出者」という。)は、実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、前3条に定める連系線希望計画及び更新利用計画の提出並びに連系線利用計画の変更及び通告変更の申込み(以下、総称して本節において「連系線希望計画の提出等」という。)を行ってはならない。 2 連系線利用者は、連系線希望計画の提出後又は更新利用計画の提出後、次の各号に掲げるところにより、実際連系線を利用する量が減少することが合理的に見込まれる場合には、連系線利用計画の更新若しくは変更又は通告変更を行い、容量登録した連系線利用計画又は通告値を減少しなければならない。 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により、連系線利用計画等に対応する供給力等の見込みが明らかになつたとき 二 電力の受給に係る契約の変更又は電力の取引に関する計画の変更により、容量登録している量の連系線の利用が見込まれないことが明らかになつたとき 三 連系線利用計画等に対応する需要等の減少が明らかになつたとき 四 業務規程別表10-3に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面において、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えているとき 五 その他実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて連系線の容量登録をしていふことが明らかになつたとき	第202条 削除

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>3 連系線利用にあたっては、連系線を利用して自然変動電源その他の出力が変動する電源から発電された電気を送電する場合は、連系線希望計画の提出等にあたって、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い連系線希望計画の提出等を行うとともに、過去の連系線利用計画等と利用実績との差異の検証を行なうよう努める。</p> <p>一 電力貯蔵装置又は他の電源との併用</p> <p>二 発電実績統計に基づく安定して発電し得る電力の評価</p> <p>三 天候予測等に基づく確度の高い発電電力の想定</p> <p>四 その他の連系線利用申込者が蓋然性の高い連系線希望計画の提出等を行なうための行為</p>	
<p>(計画の変更)</p> <p>第 203 条 連系線利用計画等提出者は、連系線希望計画、連系線利用計画又は通告値に変更が生じた場合、速やかに連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みを行わなければならぬ。</p> <p>2 連系線利用計画等提出者は、週間計画以降の連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みにおいては、変更理由を付さなければならない。</p> <p>3 連系線利用計画等提出者は、別表 1-1 の翌日計画を変更又は当日計画を提出する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、当該連系線利用計画に關係する事業者を通じて本機関に提出することができる。</p>	<p>第 203 条 削除</p>
<p>(希望する送電経路の選定)</p> <p>第 204 条 連系線利用申込者は、希望する送電経路を選定の上、本機関に対し、希望計画を提出しなければならない。</p> <p>2 連系線利用申込者は、本機関が交直変換設備の制約の回避その他連系線の効率的な運用に必要があると認める場合は、送電経路の変更について協議しなければならない。</p> <p>(通告変更の申込み期限)</p> <p>第 205 条 連系線利用者は、通告変更の申込みを行なう場合には、ゲートクローズまでに、その申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項にかかわらず、連系線利用者は、ゲートクローズ以降（実需給時間帯を含む。）であっても、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、通告変更の申込みを行うことができる。この場合において、連系線利用者は、発電販売計画等をあわせて変更しなければならない。</p> <p>一 実需給 30 分断面の終了時刻の 1.5 分前までであること</p> <p>二 同一の発電契約者による供給区域を越えた発電機の持ち替えであること</p> <p>三 混雑処理を伴わないこと</p> <p>四 当該連系線利用者の供給先の調達計画に変更が生じないこと</p>	<p>第 204 条 削除</p> <p>第 205 条 削除</p>
<p>(通告値の大幅な変化が想定される場合の措置)</p> <p>第 206 条 一般送配電事業者は、通告値の大幅な変化によって、供給区域内の周波数調整が困難になる又は困難になるおそれがある場合において、その改善のために必要なときは、本機関及び当該通告値の変動の原因となる連系線利用者と協議の上、連系線利用に関する 1.5 分ごと又は 5 分ごとの計画値の提出を求めることができる。</p>	<p>第 206 条 削除</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(複数の連系線希望計画をまとめた連系線の利用) 第207条 連系線利用申込者は、交直変換設備の利用に関する制約により連系線を利用することができない場合において、複数の連系線利用申込者の連系線希望計画の内容を考慮することによつて、当該制約を回避することができるときは、当該複数の連系線希望計画を共同で提出することによつて、連系線を利用することができる。 2 連系線を利用する(以下「連系線の共同利用」という。) 3 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を行うにあたつては、連系線希望計画の提出にあたつて、その旨を明示しなければならない。 3 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を途中で解消し、又はすでに容量登録された単独の連系線利用計画を連系線の共同利用に利用することはできないものとする。	第207条 削除
(マージンの利用) 第208条 連系線利用申込者は、業務規程第151条第1項及び第2項に掲げる場合において、連系線のマージンの一部を利用するのを希望するときは、本機関に対し、マージンの利用を前提とした連系線希望計画を提出しなければならない。	第208条 削除
(新設) 第208条の2 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひつ迫若しくは需給ひつ迫のおそれに対応するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。	(需給ひつ迫又は下げ代不足時のマージン使用) 第208条の2 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひつ迫若しくは需給ひつ迫のおそれに対応するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。
(新設) 第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひつ迫若しくは需給ひつ迫のおそれに対応するためには運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。 2 一般送配電事業者は、事前に織り込めない突然的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行つたにもかかわらず需給状況が悪化している場合又は需給状況の悪化が予想される場合への対応のために、一時的に運用容量(運用容量拡大を行つているときは緊急時運用容量)を超過して連系線を運用したときは、本機関に対し、理由とともに報告する。	(緊急時の連系線の使用) 第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひつ迫若しくは需給ひつ迫のおそれに対応するためには運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。 2 一般送配電事業者は、事前に織り込めない突然的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行つたにもかかわらず需給状況が悪化している場合又は需給状況の悪化が予想される場合への対応のために、一時的に運用容量(運用容量拡大を行つているときは緊急時運用容量)を超過して連系線を運用したときは、本機関に対し、理由とともに報告する。
第3節 連系線の長期的な容量確保 (契約の認定の申請) 第209条 連系線の利用を希望する者は、本機関に対し、自己が有する電力の受給又は帳替供給に係る契約について、電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定を申請することができる。 2 (略)	(削除) (電源等の承認の申請) 第209条 電源等保有者は、本機関に対し、業務規程第144条に定める承認を申請することができる。 2 (略)

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(新設)		(承認を受けた電源等の取扱い)
<p>第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、前日スポット取引へ影響が生じることがないように翌々日以降の発電に係る計画の変更是できないものとする。但し、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 発電設備不具合(作業停止期間の延長を含む。)や系統故障等により発電することが難しい場合_減少変更 二 発電に係る計画からの增加分と同量以上に運用容量が増加する場合_増加変更 三 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条に基づく混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。 	<p>(承認を受けた電源等の取扱い)</p> <p>第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、前日スポット取引へ影響が生じることがないように翌々日以降の発電に係る計画の変更是できないものとする。但し、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 発電設備不具合(作業停止期間の延長を含む。)や系統故障等により発電することが難しい場合_減少変更 二 発電に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する場合_増加変更 三 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条に基づく混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。 	
<p>(認定の対象とする契約)</p> <p>第210条 電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定期点における空容量又は当該連系線利用計画の計画潮流の範囲内で認定を受けたことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 長期固定電源に関する契約_原子力、水力(揚水式を除く。)又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること 二 自然変動電源に関する契約_風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること 三 連系線同時建設電源に関する契約_前各号に該当する電源のほか、連系線の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約(業務規程第135条第2号イに定める供給先未定発電事業者等による連系線利用計画を含む。)であること。但し、当該電源から供給されることを前提に当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担が行われた部分に限る。 	<p>(業務規程第144条の2へ移設)</p> <p>第210条 削除</p> <p>第211条 契約の認定に係る最大電力(以下「認定最大電力」という。)は、認定契約の契約書(契約書、合意書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。)において定められた當時受電可能な電力の最大値(但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が當時受電可能な電力)から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に伴い消費されるべき電力 二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力 <p>2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合は、契約書が締結されていなければ、認定最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 供給計画(供給先未定発電事業者等による連系線利用計画においては、第201条第2項各号に定める書類を含む。以下、本条及び次条において同じ。)に計上されている電力(供給計画上は明示されていないとも、供給力の算定根拠となっている電力を含む。) 二 過去の実績から高い蓋然性をもつて受電することが見込まれる電力 	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
3 認定最大電力は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないものとする。	
(認定される期間) 第212条 認定契約に基く認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている場合において、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。	(業務規程第144条の3へ移設) 第212条 削除
(複数の送電経路により受給できる場合の取扱い) 第213条 複数の送電経路により受給できる契約については、認定最大電力の範囲内において、送電経路ごとに最大電力を振り分けて定めることができる。	第213条 削除
(認定契約に変更があつた場合の取扱い) 第214条 認定契約を有する者は、認定契約の内容に変更があつた場合には、速やかに、本機関に対して、当該認定の変更の申請を行わなければならない。但し、最大電力の減少又は認定期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。 (新設) 2 前項の契約認定申請書の様式は、本機関が定める。	(承認内容に変更があつた場合の取扱い) 第214条 承認電源等保有者は、 <u>承認内容に変更があつた場合には、速やかに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。但し、承認期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。</u> 2 前項にかかるず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、 <u>承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。</u> 3 承認電源等保有者は、本機関が定めた様式に従つた申請書を提出することによって前各項の申請を行う。
(認定契約の定期審査に伴う資料提出等) 第215条 認定期間が10年を超える認定契約を有する者は、認定期点から3年ごとに、当該契約が継続する見通しを本機関に提出しなければならない。	(電源等の審査に伴う資料提出等) 第215条 電源等保有者又は承認電源等保有者は、本機関が業務規程第144条又は第147条の審査を実施するために要請した資料等の提出を行うとともに、電源等又は承認電源等の運用状況を本機関に説明しなければならない。
(認定期間の延長の仮認定) 第216条 期間延長申請を行おうとする者(以下「期間延長申請者」という。)は、申請に係る審査の期間を確保するため、認定契約の認定期間の満了日(供給計画等に基づき認定を受けている要約について它是供給計画の提出日。以下、この条において同じ。)の1か月前から、認定期間の仮申請を行うことができる。この場合、期間延長申請者は、認定期間の延長を証する契約書等の添付を要しない。 2 仮申請を行つた者は、期間の延長が確定した日から1か月以内に、認定期間の延長を証する契約書を添付の上、期間延長申請を行わなければならない。	(認定期間の延長の仮認定) 第216条 削除
(認定期間満了日までに期間延長申請等を行わなかつた場合の取扱い) 第217条 期間延長申請者は、申請に係る契約の認定期間の満了日までに、期間延長申請又は前による仮申請を行わなかつた場合は、認定期間の満了日から1か月以内に限り、期間延長申請を行いうことができない。	第217条 削除

	変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
第4節 連系線の混雑処理		
(混雑処理における抑制順位)		
第218条 連系線の混雑処理にあたっては、次の各号の順にしたがつて、連系線利用計画及び通告値(以下、本章において「連系線利用計画等」という。)を抑制するものとする。		
一 第2号から第6号に該当しない連系線利用計画等		
二 第210条第1項第3号に基づき認定された車系線同時建設電源に関する契約による連系線利用計画等		
三 第210条第1項第2号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による連系線利用計画等		
四 領電力取引所の前日スポット取引による連系線利用計画等		
五 本機関の指示等に基づく連系線利用計画等(車系線を活用した開波数調整の実施に伴う計画を含む)		
六 第210条第1項第1号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による連系線利用計画等2前項各号に該当する連系線利用計画等が複数存在するときは、当該連系線利用計画等の間の抑制順位は次の各号に掲げるとおりとする。		
一 前項第1号及び第3号に該当する連系線利用計画等の間の抑制順位 登録時刻が遅い順に抑制する。但し、登録時刻が同一の連系線利用計画等については、同じ抑制順位として取り扱う。		
二 前項第2号及び第4号に該当する連系線利用計画等の間の抑制順位 同じ抑制順位として取り扱う。		
三 前項第5号に該当する連系線利用計画等の間の抑制順位 本機関の指示の内容に基づき、抑制の対象及び抑制量を決定する。		
四 前項第6号に該当する連系線利用計画等の間の抑制順位 当該潮流の抑制の実効性、抑制した場合の公衆安全及び発電設備の保安への影響、その他想定される影響を考慮して、抑制の対象及び抑制量を決定する。		
3 同じ抑制順位の連系線利用計画等の抑制量は、抑制前の連系線利用計画等の値に応じて按分した値とする。なお、連系線利用計画等の抑制量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。		
(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)		
第219条 複数の連系線において同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する連系線利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した車系線ごとに第218条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該連系線利用計画等の抑制量とする。		

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(緊急時の混雑処理方法) 第2.2.0条 次の各号に掲げる場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるとときは、第2.1.8条に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい連系線利用計画等を抑制することができる。(以下「緊急抑制」という。)。但し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。 一 発電機の故障、需要の急激な減少等に伴う通告変更により相殺潮流(混雑が発生した方向と逆方向に流れれる潮流をいう。以下同じ。)が減少し、混雑が発生した場合 二 業務規程第1.2.7条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、混雑が発生した場合	(業務規程第1.4.3条の4へ移設) 第2.2.0条 削除
(緊急時の発電機の出力の調整) 第2.2.1条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、緊急抑制又は第2.1.8条に基づく混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れれるよう発電機の出力の調整を行う。	(緊急時の発電機の出力の調整) 第2.2.1条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第1.4.3条から第1.4.3条の5までの規定に基づく混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れれるよう一般送配電事業者がオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。
(年間計画及び月間計画における作業時の混雑処理方法) 第2.2.2条 計画潮流の年間計画及び月間計画において、電力設備の作業停止計画によって連系線の運用容量が減少し、混雑が発生する場合は、混雑が発生する時間帯の混雑処理を行う。	第2.2.2条 削除
(混雑処理の対象外とする利用計画等) 第2.2.3条 混雑が発生した連系線を利用した連系線利用計画等のうち、次の各号に掲げる連系線利用計画等は、当該連系線における混雑処理の対象としない。 一 業務規程第1.5.1条に基づく混雑が発生した連系線のマージンの一部を利用する連系線利用計画等 二 業務規程第1.5.2条に基づく混雑が発生した連系線のマージンを使用した供給に係る連系線利用計画等 三 業務規程第1.5.3条に基づく混雑が発生した連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る連系線利用計画等	(業務規程第1.4.3条の5へ移設) 第2.2.3条 削除
第5節 連系線の変更賦課金	(削除)
(変更賦課金) 第2.2.4条 業務規程第1.5.0条に基づき一般送配電事業者が賦課する賦課金(以下「変更賦課金」といいう。)の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 計画変更賦課金 二 通告変更賦課金 2 變更賦課金の単価(以下「変更賦課金単価」という。)は、連系線利用者の過度な負担とならず、かつ、連系線利用者が使用しない連系線の容量が適切に開放される最低限の水準とし、本機関が定め公表する。	第2.2.4条 削除

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(変更賦課金の対象となる連系線) <p>第 2 2 5 条 削除</p> <p>第 2 2 5 条 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</p> <p>2 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</p> <p>3 本機関は、計画潮流の断面ごとに、対象連系線の設定の要否を判定するものとする。</p>	(変更賦課金の対象となる連系線) <p>第 2 2 5 条 削除</p> <p>第 2 2 5 条 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</p> <p>2 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</p> <p>3 本機関は、計画潮流の断面ごとに、対象連系線の設定の要否を判定するものとする。</p>
(変更賦課金の対象となる連系線利用計画等) <p>第 2 2 6 条 削除</p> <p>第 2 2 6 条 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</p> <p>2 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</p> <p>3 本機関は、計画潮流の断面ごとに、対象連系線の設定の要否を判定するものとする。</p>	(変更賦課金の対象となる連系線利用計画等) <p>第 2 2 6 条 削除</p> <p>第 2 2 6 条 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</p> <p>2 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</p> <p>3 本機関は、計画潮流の断面ごとに、対象連系線の設定の要否を判定するものとする。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(変更賦課金の対象となる電力量)	
第227条 <u>変更賦課金の対象となる電力量</u> （以下「 <u>変更賦課金対象電力量</u> 」といふ。）は、次の各号に掲げるところにより、計画潮流の断面毎に算定する。	第227条 削除
一 計画変更賦課金の対象となる電力量 受給日の7日前の17時時点における賦課金対象利用計画に対する受給日の前日の12時時点における賦課金対象利用計画の電力量の減少量のうち、受給日の7日前の17時時点における賦課金対象利用計画の10パーセントを超えた部分の電力量。	
二 通告変更賦課金の対象となる電力量 受給日の前日17時時点における賦課金対象通告値に対する実需給断面における賦課金対象通告値の電力量の減少量のうち、受給日の前日17時時点における賦課金対象通告値の10パーセントを超えた部分の電力量。	
2 本機関は、賦課金対象利用計画等を有する者（以下「 <u>賦課金対象利用者</u> 」といふ。）が存する供給区域の一般送配電事業者に、 <u>変更賦課金対象電力量</u> を通知する。	
(変更賦課金の賦課)	
第228条 一般送配電事業者は、 <u>変更賦課金対象電力量</u> について、本機関から通知を受けたときは、 <u>変更賦課金対象電力量</u> に変更賦課金単価を乗じた金額を、 <u>賦課金対象利用者</u> に賦課する。	第228条 削除
(調整対象作業停止計画の原案の調整)	
第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画又は発電計画により連系線利用計画に影響を受ける発電計画提出者その他の関係する電気供給事業者（以下「 <u>関係電気供給事業者</u> 」といふ。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。	（調整対象作業停止計画の原案の調整） 第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により連系線利用計画又は発電計画により連系線利用計画に影響が生じる発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の調整案に対する再調整の申出）
2 (略)	2 (略)
(広域調整作業停止計画の調整に対する再調整の申出)	
第238条 次の各号に掲げる連系線利用者及び発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。	（広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第238条 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第238条 次の各号に掲げる連系線利用者及び発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。
一 広域連系系統等の作業停止計画により、連系線利用計画に影響が生じる連系線利用者	（削除）
二 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者	（削除）
(作業停止計画の調整における考慮事項)	
第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。）を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。	（作業停止計画の調整における考慮事項） 第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。）を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。 一～七 (略) 八 発電の抑制若しくは停止又は連系線混雑の回避 九～十一 (略) 2 (略)

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他の電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等、連系線利用計画及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。 一～七 (略) 八 利用計画コード（申込番号） 連系線利用計画を特定する番号 2 (略)	(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他の電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等、連系線利用計画及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。 一～七 (略) 八 利用計画コード（申込番号） 連系線利用計画を特定する番号 2 (略)	(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他の電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等、連系線利用計画及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。
(新設) （新設）	(新設) （新設）	(新設) （新設）
(新設) （新設）	(新設) （新設）	(新設) （新設）
(新設) （新設）	(新設) （新設）	(新設) （新設）

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(新設)	(供給先未定発電事業者等による計画書等の提出) <p>第3条 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保した場合には、当該供給先未定発電事業者等及び当該供給先事業者は、本機関に対し、当該経過措置計画の全部又は一部を承継させるために、次の各号に掲げる手続を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 供給先事業者は、原則として、経過措置の対象日の10営業日前までに、本機関に対し経過措置計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から経過措置計画を承認する旨を通知する。 二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ経過措置計画を承認する旨を本機関に通知する。 	
(新設)	(経過措置の利用状況等の確認への対応) <p>第4条 経過措置対象者は、経過措置の利用状況等の確認を行った後、本機関が経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。</p> <p>2 経過措置対象者は、本機関が将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>	
(新設)	(経過措置計画コードの申請) <p>第5条 経過措置対象者が統合された場合又は供給先未定発電事業者等から供給先事業者へ経過措置計画が承継された場合には、当該統合した経過措置対象者又は当該供給先事業者は、広域機関システムで使用する経過措置計画を特定する番号として経過措置計画コード(申込番号)(以下「経過措置計画コード」という。)の発行を本機関に申請しなければならない。</p> <p>2 本機関は、前号の申請を受け付けた場合には、当該申請を行つた経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。</p>	

監査報告書

電気事業法（以下、「法」という）第28条の20第3項及び第28条の49第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成28事業年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、2回の総会、46回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、報告書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令・諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は法令・諸規程に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 平成28事業年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の49第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成29年5月10日

電力広域的運営推進機関

監事	高木佳子	印
監事	千葉彰	印

電気事業法第28条の49第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成28事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、隨時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意見

平成28事業年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成29年5月10日

電力広域的運営推進機関

監事 高木佳子 ㊞

監事 千葉彰 ㊞

—メモ—

—メモ—

総会会場ご案内図



会場 大手町サンケイプラザ 4階ホール（東京都千代田区大手町1-7-2）

交通 東京メトロ丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営地下鉄三田線「大手町駅」

A4・E1 出口直結

JR「東京駅」丸の内北口より徒歩7分

駐車場の用意はいたしておりませんので、予めご了承ください。